

## 第3章

### 教育委員会等への訪問調査

#### I. 調査の目的

#### II. 調査の方法

#### III. 調査の結果

1. 和歌山県みなべ町
2. 福岡県芦屋町
3. 岐阜県安八町
4. 秋田県大館市
5. 栃木県真岡市
6. 新潟県上越市
7. 島根県松江市
8. 三重県四日市市
9. 静岡県浜松市
10. 北海道札幌市

#### IV. 調査の考察



## I. 調査の目的

令和3年度に実施した質問紙調査（第2章）によって、自治体における乳幼児期からの支援体制や就学先決定手続きの現状と課題の全体像を把握、分析することができた。その結果を踏まえ、各自治体における乳幼児期からの支援体制や就学先決定手続きに関する施策について具体的に調査し、好事例を得たいと考えた。

そこで、障害のある子どもの早期からの支援、就学先決定手続き、外国につながるのある子どもの就学等について、特色ある取組を実施している市区町村教育委員会に聞き取りを行い、内容を分析することを目的として、訪問調査を実施した。

なお、第2章と同様に本調査においても、「外国につながるのある子ども」とは、①国籍（外国籍か日本国籍か）は問わない、②日本語指導を必要な子ども（日常会話が十分にとれない子ども、日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている子ども）と定義した。

## II. 調査の方法

### 1. 調査対象

「令和3年度 障害のある子ども等の就学先決定手続きに関する調査」（以下「質問紙調査」と記す）に回答した748自治体（教育委員会）の中から10市町とした。10市町の抽出に当たって以下の4つの基準を設定した。

- ①質問紙調査への回答において「はい」（子どもや保護者への相談支援等の施策を「実施している」、「取り組んでいる」等に当たる回答）が多い自治体であること
- ②質問紙調査の自由記述への回答が充実しており、回答内容が注目に値する自治体であること
- ③人口規模を考慮し、「5万人未満」、「5万人から10万人未満」、「10万人から20万人未満」、「20万人以上」の4つのカテゴリーすべてに2自治体以上対象とすること、また中核市と政令指定都市を含めること
- ④外国につながるのある子どもに対して特色ある取組をしている自治体を3つ程度含めること

対象となった10市町を表1に示した。人口の少ない順に、和歌山県みなべ町、福岡県芦屋町、岐阜県安八町、秋田県大館市、栃木県真岡市、新潟県上越市、島根県松江市、三重県四日市市、静岡県浜松市、北海道札幌市である。このうち、松江市と札幌市については、松江市発達・教育相談支援センターと札幌市幼児教育センターが、本研究の研究協力機関となっている。

表 1 訪問調査の対象となった10市町の概要

|    | 都道府県<br>市町   | 人口        | 各自治体の特色を表すタイトル<br>＜キーワード＞                                   |
|----|--------------|-----------|-------------------------------------------------------------|
| 1  | 和歌山県<br>みなべ町 | 12,054    | 教育と福祉が連携した子ども一人一人の顔が見える相談支援<br>＜健診の充実、相談支援ファイル、審議資料の活用＞     |
| 2  | 福岡県<br>芦屋町   | 13,149    | 教育と母子保健・福祉の連携による切れ目ない相談支援<br>＜健診の充実、保健福祉と教育の連携、幼保小連携＞       |
| 3  | 岐阜県<br>安八町   | 14,576    | 外国につながるのある子どもを含めた顔が見える就学支援<br>＜外国人等（1年後の見直し、情報共有）、巡回相談支援＞   |
| 4  | 秋田県<br>大館市   | 69,962    | 一人たりとも置き去りにしない教育の実現に向けた連携<br>＜健診の充実、保健福祉と教育の連携、相談支援ファイル＞    |
| 5  | 栃木県<br>真岡市   | 77,635    | 切れ目ない支援の実現に向けた相談担当者のきめ細やかな取組<br>＜幼保小連携、保護者との合意形成、外国人等（説明会）＞ |
| 6  | 新潟県<br>上越市   | 184,736   | 機関連携と就学アドバイザーによる早期からの円滑な就学支援<br>＜保健福祉と教育の連携、就学アドバイザー＞       |
| 7  | 島根県<br>松江市   | 201,246   | 教育を中心とした早期からの多層的で一貫した相談支援体制<br>＜中核市、保健福祉と教育の連携、相談支援ファイル＞    |
| 8  | 三重県<br>四日市市  | 310,081   | 多様性を大切にした地域のつながりを生かした就学支援<br>＜中核市への移行準備、外国人等（総合的判断の方法等）＞    |
| 9  | 静岡県<br>浜松市   | 793,352   | 特別な支援に対する理解啓発と相談支援のシステム構築<br>＜指定都市、幼児ことばの教室、外国人対象プレスクール＞    |
| 10 | 北海道<br>札幌市   | 1,972,202 | 幼児教育センターを中心とした幼保小連携と切れ目ない支援<br>＜指定都市、幼児教育センター、市立幼稚園、幼保小連携＞  |

## 2. 手続き

令和4年8月から11月にかけて、研究分担者と特別研究員が2名ずつ、対象となった市町教育委員会を窓口として訪問した。市町によっては、母子保健の担当者や、福祉の担当者等も同席した。訪問時には、質問紙調査の内容を詳細に聞き取ることを中心に実施し、自由記述の詳細について尋ねたりした。また、保護者向けリーフレットや相談支援ファイル等の実物を見せていただいたりした。

（久保山茂樹）

### Ⅲ. 調査の結果

#### 1. 教育委員会と福祉の連携による子ども一人一人の顔が見える相談支援の充実 －一年中児アンケートを活用した取組－ 和歌山県みなべ町

##### (1) 地域の概要

みなべ町は、人口 12,054 人（令和 4 年 4 月）、出生数 53 人（令和 3 年）の町である。

和歌山県のほぼ中央に位置しており、町の面積が県全体の面積に占める割合は約 2.5% である。総面積の約 68% を林野、20% 程度を農地が占めており、丘陵地には「南高梅」の梅林が広がり、山間部は森林、溪谷などの自然資源に恵まれ、南北には紀伊水道を臨む海岸線が伸びている。歴史的には、平成 16 年 10 月 1 日、南部町と南部川村が合併して誕生した。

教育環境の整備を進めており、平成 26 年に中学校 2 校を統合、また令和 4 年 4 月に幼稚園 1 園、保育園 3 園を統合し、幼保一元化の「みなべ愛之園こども園」（私立）が高台に開園した。

特別支援教育において、平成 30 年に「みなべ町障がい児者プラン」を策定し、「障がいのある人もない人も自分らしさを認め合って共生する みなべ」を基本理念に施策の推進を行っている。

- ・ 保育所：2 園（公立 2、私立 0）
- ・ 認定こども園：2 園（公立 1、私立 1）
- ・ 幼稚園：なし
- ・ 小学校：5 校
- ・ 中学校：3 校

##### (2) 出生時から就学期までの支援の流れ

###### ①就学までの支援のシステム

子育てを支援する制度や施設、相談窓口が掲載されたガイドブックを令和 4 年に作成し、ホームページに掲載している（図 1－1）。

特別な支援が必要な子どもに関して、健康長寿課子育て世代包括支援センターの保健師が、出生から就学まで、就学後は教育委員会が中心に支援を行っている。保健師は 5 名（2 名：妊娠～産後までを担当、3 名：就学前までを担当）である。

みなべ町地域子育て支援センター（こひつじランド）は就学までの相談支援や、ベビーマッサージ等の講座等の企画を行っている。また、在宅リハビリテーション事業として、機能訓練も行っている。同センターで心理士が行う「すこやか相談」は子育てに不安のあ

る保護者が、子どもを遊ばせながら相談することができる。月1～2回、年17回開かれており、1枠40分で2家族のため、予約がいっぱいである。同センターには医師も常駐しているため、相談から専門医につながりやすい。また、支援センター、リハビリ、すこやか相談は共通の支援シートが作成されており、園と情報の共有を行っている。



図1-1 出生から就学前までの流れ(『みなべ町 子育てガイドブック』「みなべ町の妊娠期～子育て期の主な支援サービス」より)

## ②就学までの支援をつなぐツール

### ○個別の教育支援計画(通称:つなぎ愛シート)(図1-2)

和歌山県教育委員会では、平成27年に、すべての学校で就学前から卒業後も視野に入れた個別の教育支援計画をより一層効果的・効率的に活用できるよう、特別支援学校版「個別の教育支援計画(通称:つなぎ愛シート)」の書式を作成した。和歌山県教育委員会のホームページには、教員向け、保護者向けに啓発リーフレットが掲載されている。この書式を元に、みなべ町教育委員会が作成した個別の教育支援計画を、通級指導教室、特別支援学級、通常の学級に在籍する気になる児童生徒を対象に学校が就学時に作成している。

就学前の個別の教育支援計画の書式は、今まで園が独自に作成していたが、和歌山県教育委員会作成の個別の教育支援計画の書式を元に、みなべ町教育委員会が作成した3歳児用、幼稚園及び保育所用の書式を用いるよう推奨している。

小学校へ引き継ぐ資料としては、園での様子、現在の支援、医師の意見書、発達検査の

結果、個別の教育支援計画、個人調査票、入級決定、指導要録等である。資料は教育支援委員会に参加している進学先の学校長が紙の資料として持ち帰る。

【〇〇〇園・所】

つなぎ愛シート

3歳児用

【個別の教育支援計画】

令和〇〇年度作成

|             |            |               |              |
|-------------|------------|---------------|--------------|
| 本人          | フリガナ       | 性 別           | 生年月日         |
|             | 氏 名        | 男             | 平成〇〇年〇月〇日生   |
|             | 住 所        | フリガナ<br>保護者氏名 |              |
|             |            | 郵便番号①         | 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |
|             |            | 郵便番号②         | △△△-△△△-△△△△ |
| 診断名<br>/特性等 | 療育手帳       | 平成・令和         | 年 月 交付       |
|             | 身体障害者手帳    | 種 別           | 平成・令和        |
|             | 次年度更新日     | 令和            | 年 月          |
|             | 経過観察中経過観察中 | 種 別           | 平成・令和        |
| 次年度更新日      |            |               |              |
| 備 考         |            |               |              |

1 園生活への期待や成長への願い（こんな園生活がしたい、こんな子供（大人）に育ってほしい、など）

本人から

保護者から

教員から

2 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること、不安なことなど）

3 支援機関による支援

|             |      |     |     |     |
|-------------|------|-----|-----|-----|
| 在籍園         | 園・所名 | 担当者 | 担任名 | 連絡先 |
| 相談支援<br>事業者 | 事業名  | 担当者 | 担任名 | 連絡先 |
|             | 支援内容 | 担当者 | 担任名 | 連絡先 |
| 支援機関        | 支援内容 | 担当者 | 担任名 | 連絡先 |
|             | 支援機関 | 担当者 | 担任名 | 連絡先 |

【〇〇〇支援学校】

つなぎ愛シート

表

【個別の教育支援計画】

平成 年度作成

在校生用

|             |            |               |              |
|-------------|------------|---------------|--------------|
| 本人          | フリガナ       | 性 別           | 生年月日         |
|             | 氏 名        | 男             | 年 月 日生       |
|             | 住 所        | フリガナ<br>保護者氏名 |              |
|             |            | 郵便番号①         | 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |
|             |            | 郵便番号②         | △△△-△△△-△△△△ |
| 診断名<br>/特性等 | 療育手帳       | 平成・令和         | 年 月 交付       |
|             | 身体障害者手帳    | 種 別           | 平成・令和        |
|             | 次年度更新日     | 令和            | 年 月          |
|             | 経過観察中経過観察中 | 種 別           | 平成・令和        |
| 次年度更新日      |            |               |              |
| 備 考         |            |               |              |

1 学校生活への期待や成長への願い（こんな学校生活がしたい、こんな子供（大人）に育ってほしい、など）

本人から

保護者から

教員から

2 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること、不安なことなど）

3 支援機関による支援

|             |         |                 |
|-------------|---------|-----------------|
| 在籍校         | 学校名     | 在籍校欄は、学校が記入します。 |
| 学部・学年等      | 幼・小・中・高 | 年 担任名           |
| 相談支援<br>事業者 | 事業名     | 担当者             |
|             | 支援内容    | 担当者             |
| 支援機関        | 支援内容    | 担当者             |
|             | 支援機関    | 担当者             |

図 1－2 個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）3 歳児用及び在校生用

（3）就学先決定の手続き

①教育支援委員会等の構成メンバー

就学支援委員会等の構成メンバーは、特別支援学校の教員、公認心理士・臨床心理士等の心理職、保健師、児童相談所職員、小中学校長、園長（公立・私立）、障害者父母の会である。

②就学先決定手続きの日程

令和 3 年度における就学先決定の手続きの日程は、以下の通りである。

- 就学に関する教育相談の開始 4 月
- 就学先決定に関する委員会の開始 8 月
- 就学时健康診断の開始 10 月
- 就学先に関する本人や保護者への通知 2 月

### ③就学先を検討するための審議資料作成時に行っていること

就学先を検討するための審議資料作成時に行っていることは、以下の通りである。

- ・行動観察の実施
- ・心理・発達検査の実施（検査名：新版K式発達検査・WISC-IV知能検査）
- ・医療、福祉関係者からの意見聴取
- ・在籍園からの意見聴取
- ・保護者からの意見聴取
- ・進学先（学校長等）からの意見聴取

### （４）保護者への情報提供と合意形成

就学先を検討中の保護者への情報提供として、平成 26 年度に和歌山県教育委員会が作成したリーフレット「みんなのねがい はずむ笑顔 すべての子どもに豊かな教育を～安心して就学を迎えるために～」(図 1－3) を用いて説明を行っている。内容は、相談から就学までのスケジュールや特別支援学級等の学びの場の紹介、各市町村の教育委員会や特別支援学校の連絡先等が掲載されている。



図 1－3 就学までのスケジュール（和歌山県教育委員会リーフレットより）

特別な支援が必要な幼児については、年中時の夏頃から園の保育士が保護者に特別な支援の必要性を少しずつ伝えるようにしている。また、希望者は就学先候補となる学校見学

を随時行うことができ、年中児の秋冬辺りから見学を希望する家庭もある。その際は指導主事も同行し、保護者の思いを聞きとっている。子どもが各学びの場で就学した場合の良いところ、つまずきそうなところを保護者に伝えたり、保護者の思う「特別支援学級」のイメージと実際の様子を見学してもらったりすることで、「うちの子どもは一人で学習することが難しいので特別支援学校へ行った方が良かった」と等、保護者の思いと本人の学びの場について合意形成をはかることにつなげている。

このように、合意形成を行う際に大切にしていることは、保護者の思いだけではなく、子どもにとって、どの学びの場にいることが一番良いのかを念頭において、関係機関が連携していることである。学校見学後、11月の教育支援委員会に至るまでに、教育委員会、保健師、園からも保護者に働きかけるなど、関係機関が役割分担をしながら保護者との合意形成を図り、就学先を決定している。

## （５）みなべ町の特色ある取組

### ①年中児発達アンケートと早期からの教育委員会の関与（図１－４）

10年前から、健康長寿課の事業「5歳児相談」（5歳児の学年＝年長児を対象とする）の前段階として、秋（10月から12月上旬）に在町の4歳児（年中児）の保護者、園を対象に「年中児発達アンケート」を行っており、その結果をもとに、発達上気になる子どもを把握している。背景としては、支援が必要な子どもを早くは2歳よりつかんでいたが、就学前に発達検査を行うとできない子どもがいたため、隣町での実践を取り入れた。年中で行う理由としては、5歳児相談より前の集団の中で子どもの特性が顕著になってきた頃に行うのが良いとの考えからである。

アンケート調査を基に、教育委員会、心理士、スクールソーシャルワーカー、保健師が園に出向き、対象となった子どもの見学を行う。その際に、他の気になる子どもの観察を行うこともある。その後、関係機関でケース会議を開き、対応を検討する。毎年、ことば

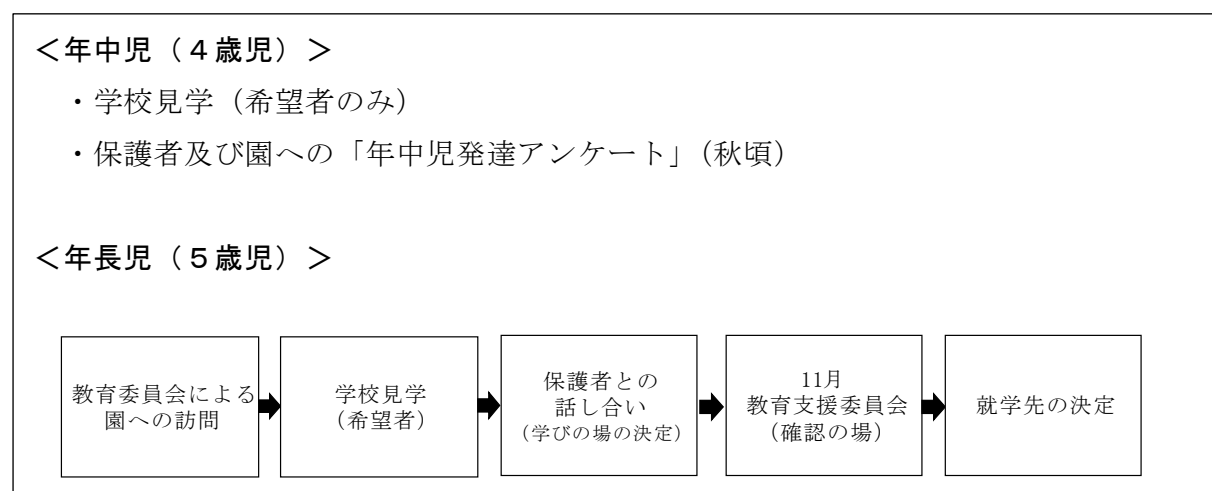


図１－４ 年中児・年長児の就学に向けての流れ

の発達等で十数名の子どもが対象となり、保健師から保護者へ専門医につながるよう働きかけるが、一定数はすでに病院を受診している。また、園からもことばや発達面の状態を少しずつ保護者に伝えるなど、各機関が連携して様々な方向から相談窓口につなげる取組を行っている。

## ②就学先の小学校と保育所・認定こども園の連携

就学前の夏休みに、小学校の教員が園に1日訪問して、年長児の様子を参観し、園と意見交換を行う。取組を行うようになった経緯は、教育委員会の体制整備である。4年前から幼児教育に関しても教育委員会が管轄することになり、就学の担当者として1名配置されたことで、みなべ町教育委員会全体で子ども達を捉えることが可能となった。また、園での生活や支援を言葉だけで伝えるよりも、実際に参観する方がよりわかりやすいとのことで実施されている。

就学後は、保育士が小学校に出向き、1年生担任と特別な支援が必要な子どもに関する情報共有を行っている。また、「支援センターり〜ふ」（ふたば福祉会）が幼児から高校生までを対象とした「遊びの教室」を開き、LD、ADHD、自閉スペクトラム症など、発達が気になる子どもを対象とした支援を行っている。

## ③乳幼児期から就学期まで「顔の見える支援」の実施

教育支援委員会を毎年夏及び秋の年2回開催している。メンバーは、スクールソーシャルワーカー以外、「年中児発達アンケート」による園訪問メンバーとほぼ同じであるため、子どもの様子をよく理解した上で就学先決定を行うことができる。

子どもや保護者が安心して就学を迎えるために、大切にしていることは「何回も子どもを見る」ことである。早期から継続して見ることで保護者との信頼関係も構築される。また、各関係機関が役割分担しながら相談・医療につなげ、就学を迎えられるようにしている。今回ご対応いただいた保健師の話では、通学圏内の特別支援学校から、「みなべ町はどこへ行っても顔つなぎができており、各部署で情報共有ができています」と言われているとのことであった。また、事例として子どもの名前が出た際、出席いただいた方全員が、対象児がすぐに浮かんでおられたのが印象的であった。

切れ目ない支援のために、町内でできる様々な取組や事業、支援等を丁寧に取り組んでおられることが実証されている。

## （6）みなべ町の課題と展望

### ①特別な支援を必要とする子どもの増加

令和3年度、教育支援委員会の対象となった児童生徒は75名であった。内訳は、新規の対象者は20名程度で、10名程度が特別支援学級等に進学する。また、特別支援学級に在

籍している児童生徒も継続で対象になっており、子どもの情報を把握し、共有する場としても機能している。

在町の子ども数は減少しているが、特別支援学級への入級数は年々増加している（図1－5）。就学時に、障害が比較的軽い子供の場合、特別支援学級は選択せず、通常の学級のみ、又は、通常の学級＋通級指導教室の選択が多い。また、知的の遅れやLDの傾向がある児童生徒も、保護者の意向で自閉症・情緒学級を選択するケースがある。一人でも対象者がいれば特別支援学級を設置する体制整備は充実しているが、ベテラン教員の退職が続く中、支援員の確保や若年教員の専門性の育成が喫緊の課題である。

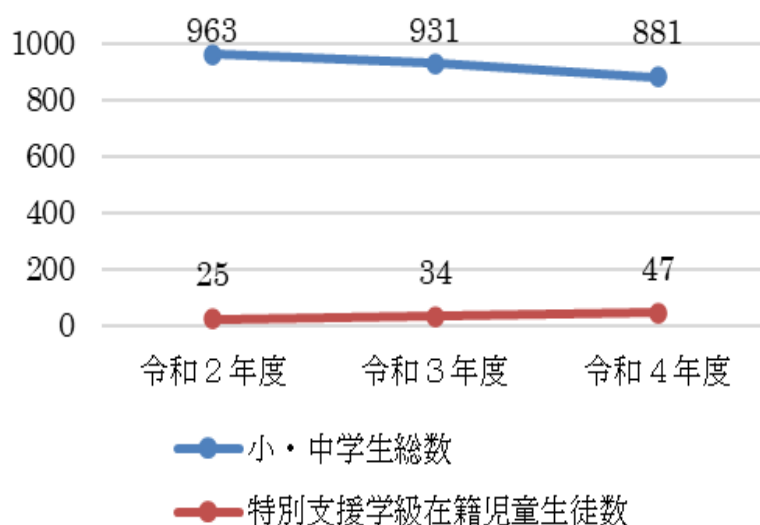


図1－5 みなべ町における小・中学生総数と特別支援学級在籍児童生徒数

## ②特別な支援を必要とする生徒の進学先

高等学校への進学に際し、支援学校の対象ではないが、通常の学級での対応は難しい生徒が多く、進学先に困っていることである。中学校までは支援を受けて頑張っていた生徒が高等学校に入学後、不登校になったり、社会に出てから周囲に馴染めなかったりする生徒がいる。駅前では、地域の方が高等学校へ向かう生徒達に声をかけ、お互いに会話をかわしていた。町としても地域で見守る取組をされているのが印象的であった。

（久道佳代子・佐藤利正）

## 2. 教育委員会と健康・こども課の連携による妊娠中から中学校卒業までの切れ目ない相談支援体制

### 福岡県芦屋町

#### (1) 地域の概要

芦屋町は、人口 13,149 人（令和 4 年 12 月）、出生数 77 人（令和元年）の町である。明治 22 年（1889 年）の町村制施行により芦屋村と山鹿村が誕生し、明治 24（1891）年に芦屋村が芦屋町となり、明治 38 年（1905 年）に芦屋町と山鹿村が合併して現在の芦屋町となった。明治時代には遠賀郡役所や警察署、税務署などの官公庁がおかれ、芦屋は地域の政治の中心地となったが、のちに鉄道が町域をはずれて整備されたため、急速に衰退していった。昭和に入り陸軍芦屋飛行場が建設され、終戦後はアメリカ軍が駐留すると、町は活気をみせたが、アメリカ軍の撤退（後に航空自衛隊が移駐）とともに活気は薄れ、経済的打撃を受けた。そこで、昭和 27 年（1952 年）に競艇事業に着手。その収益金は町制運営の基盤となり、公共下水道事業など数々の生活環境整備がすすめられてきた。

遠賀川の河口兩岸に町域があり西岸に町役場など町の中心街があるが、それ以外の西岸地域は大半が航空自衛隊芦屋基地の敷地とそれに隣接する芦屋競艇場の敷地で占められている。また遠賀川の水域面積も広く、実質的な可住区域は 7.37km<sup>2</sup> と狭い。そのため、中高層住宅地区もあり市街地の集積度は人口比に対しては高い方である。

- ・ 保育所：4 園（公立 0、私立 4）
- ・ 認定こども園：1 園（公立 0、私立 1）
- ・ 幼稚園：1 園（公立 0、私立 1）
- ・ 小学校：3 校
- ・ 中学校：1 校

#### (2) 出生時から就学期までの支援の流れ

##### ①就学までの支援のシステム

妊娠 5 か月頃、妊婦の体調確認のために保健師が電話をするなど妊娠中も手厚くかかわっている。乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後 2 か月頃、該当する全家庭で実施し、その際、体重測定や予防接種、乳幼児健康診査等の情報を伝える。乳幼児健康診査としては、4 か月児健診、10 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診を実施している。

その他の子育て事業として、健康・こども課健康づくり係関係事業として、小児専門の臨床心理士が、ことばや心の成長発達について相談や支援を実施する「ほほえみ相談」を月に 1 回実施している。

保育所・認定こども園・幼稚園に在籍する幼児を対象として、教育委員会が「すくすく発達相談」を年に3回実施している。これは、臨床心理士が直接、保育所・認定こども園・幼稚園を訪問し、生活の場面での子どもの様子を観察し、その子に必要な支援の内容や方法を保育士や教員に助言するものである。学齢期以降も同じ臨床心理士が学校訪問による巡回相談を実施しており、これらの相談を通して、すべての子どもが長期にわたる継続した支援を受けることができる。

また、年長児対象に「教育相談会」を年に1回実施している。

これらの相談の際、保護者も継続して相談を受けることができる。また、教育委員会は、保護者からの相談に対する窓口を明示している。保護者を対象とした、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導に関する説明について個別に実施している。これらの取組が保護者の安心につながっている。

## ②就学までの支援をつなぐツール

母子健康手帳交付時に、後述する相談支援ファイル『あしやすくすくファイル』も同時に交付する。このファイルは教育委員会が作成したものであるが、母子保健担当課である健康・こども課によりすべての保護者に交付されている。

### （３）就学先決定の手続き

#### ①教育支援委員会の構成メンバー

芦屋町の就学支援委員会の委員の職種は、臨床心理士、小児科医、大学教授、小中学校校長、小中学校特別支援コーディネーター、保育士・幼稚園教諭、健康づくり係（保健師）、子育て支援係である。

また、芦屋町の特別支援教育の方針や活動内容を協議する「芦屋町特別支援教育連携協議会」があり、そのメンバーは、臨床心理士、小児科医、大学教授、特別支援学校の教員、保護者代表、教育事務所指導主事、小・中学校長・特別支援教育コーディネーター、保育園・幼稚園代表、福祉課、健康・こども課（保健師）、親の会代表、障がい者しごとサポートセンター所長である。

#### ②就学先決定の手続きの日程

令和3年度における就学先決定の手続きの日程は、以下の通りである。

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| ・就学に関する教育相談の開始     | 5月     |
| ・就学先決定に関する委員会の開始   | 8月     |
| ・就学時健康診断の開始        | 10月    |
| ・就学先に関する本人や保護者への通知 | 11～12月 |

### ③就学先を検討するための審議資料作成時に行っていること

就学先を検討するための審議資料作成時に行っていることは、以下の通りである。

- ・ 行動観察の実施
- ・ 心理・発達検査（WISC-IV 知能検査等）
- ・ 在籍園からの意見聴取
- ・ 保護者からの意見聴取
- ・ 臨床心理士などの専門家からの意見聴取

### ④就学までの支援をつなぐツール

#### ○『あしやすくすくファイル』（図2-1）

母子手帳交付時にすべての保護者に『あしやすくすくファイル』を交付している。乳幼児健康診査における相談や保育所・認定こども園・幼稚園における相談支援の内容等を記録することができる。就学時健康診断には全員が持参することとしている。「成長のめやす」のページもあり子育ての参考にしてもらえるようにしている。就学後も生涯にわたって利用できるような内容になっている。



図2-1 『あしやすくすくファイル』

平成30年8月から12月にかけて5回にわたり『広報あしや』において『あしやすくすくファイル』の利用方法に関する説明等を掲載し活用を推進した。（図2-2）



図 2-2 『広報あしや』における『あしやすくすくファイル』活用促進

## ○個別の教育支援計画等

保育所・認定こども園・幼稚園では個別の支援計画の書式は統一されていないが、6園のうち2園で独自書式の個別の支援計画を作成し、活用している。

小学校、中学校では個別の教育支援計画の統一した書式があり、特別支援教育コーディネーター研修等を通して、作成、活用を推進している。

## ③生まれてから就学までの情報の共有について

教育委員会が、「ほほえみ相談」「すくすく発達相談」「教育相談会」で、就学前の子ども達と関わる中で、子ども達の情報を得ることができている。「保幼小連絡会」が、小学校入学前の3月、入学後の1学期の間の2回行われている。小学校の教員が、入学前と、入学後の小学校の様子から子ども支援の手立てについて幼稚園・保育園の先生から情報を聞く機会となっている。

「教育相談会」では、保護者の方の気持ちや、臨床心理士によるアドバイスなどを記録した用紙を、保護者に配布し、「すくすくファイル」に挟んでいただいている。また、「すくすく発達相談」や「教育相談会」の記録は、保護者の方の了承を得た上で、小学校に提出している。

教育委員会、福祉課、健康・こども課の3課による「三課会議」を年3回実施し、幼児の情報交換を行っている。

#### （４）保護者との情報共有と合意形成

##### ①教育委員会作成の『あしやすくすくファイル』を母子手帳交付時に配布

教育委員会が作成した『あしやすくすくファイル』を配布する。母子手帳を入れるスペースがあり、一緒に保管をしていく形をとることとしている。

##### ②「ほほえみ相談」への参加

健康・こども課から声がかかった際には、教育委員会からも「ほほえみ相談」に参加し、必要に応じて保護者からの相談支援に応じるようにしている。

##### ③「すくすく発達相談」

教育委員会が「すくすく発達相談」を実施しており、町内の６園すべての幼稚園・保育園に対して案内をしている。学期ごと１回、年に３回行っている。臨床心理士、相談員、健康・子ども課の保健師、教育委員会から指導主事と担当者、計５名で幼稚園・保育園に訪問する。対象としては４歳児、５歳児の相談が多いが、保育園からは０歳児から相談を受けることもある。

また、小学校の教員も、来年度の入学者の様子を見るため３学期の「すくすく発達相談」に参加している。

##### ④「教育相談会」

教育委員会が就学前の年長児に対して「教育相談会」を年に１回行っている（令和４年度は８月実施）。相談員は、小児科医、大学教授、臨床心理士である。相談内容は、日常生活での悩み、子どもの発達発達に関すること、学校、幼稚園、保育所（園）で心配なこと、就学に関する相談などを取り扱う。

相談会を利用するのは年長児１１５人程度の内、８から１０人である。毎年行われているので、各幼稚園・保育園に浸透している。人数が多く、１日で終わらない場合は日程を調整して、別日を設けて対応している。

##### ⑤保護者との情報共有と合意形成

「ほほえみ相談」「すくすく発達相談」などを通して、早い段階から個々のニーズに応じて相談に乗っている。それぞれの保護者の個のニーズに応じて、必要な資料を渡して相談を行っている。学校見学については、保護者の不安な気持ちに寄り添えるよう、教育委員会が仲介している。「ほほえみ相談」「すくすく発達相談」「教育相談会」「巡回相談」「就学支援委員会」では、同じ臨床心理士が相談を行っており、１０年以上同じ方が担当している。そのため、就学前の子どもの様子をよく知っていて、就学後も継続して子どもの学びの様子を見た上で相談に乗ってくれる。また、就学時健診後は、入学予定者全員に小学校の教員が面談を行っている。

## （５）芦屋町の特色ある取組

### ①就学前、早期からの教育委員会の保護者への寄り添い

芦屋町教育委員会が作成した『あしやすくすくファイル』をすべての子どもに配布している。その後も、就学前から、健康・こども課が主催する「ほほえみ相談」、教育委員会が主催する「すくすく発達相談」「教育相談会」などを通して、早期から支援の必要な子どもや保護者と関わり、お互いの顔と名前を知り、信頼関係を築くことができている。

### ②安心できる環境整備について

支援に必要な物については、保護者の負担にならないように、できるだけ教育委員会が購入するようにしている。ICT の機器の購入もできており活用が進んでいる。教育に関する予算を取って、教育設備の充実につなげている。

### ③芦屋すてっぷくらぶ

各学校に設置している学童クラブとは別に、放課後デイサービスを町の運営で町内の小学校１か所に設置している。芦屋町の小・中学校に在籍、または卒業した障がいのある児童・生徒（小学校１年生から高校３年生まで）が利用することができます。指導員５名に対して、定員１０名であるので、個に応じたきめ細かく支援ができている。就学後、学校が終わった時間も安心して子どもを預けることができる環境を作っている。

## （６）芦屋町の今後の課題と展望

### ①あしやすくすくファイルの一層の活用

すくすくファイルは、妊娠期から生涯にわたって切れ目ない支援を実現するための重要なツールとして活用されてきた。さらに使いやすさを追求し、必要とする人が誰でも活用できるファイルにしていきたいと考えている。

### ②いつでも教育相談ができるシステムづくり

年１回の「教育相談会」は、日常生活での悩みを含めて様々な相談に応じることができる大切な機会である。しかし日程が決まっているため、都合が合わなくて相談会に参加できない保護者がいるかもしれない。誰もが相談できるよう工夫する必要がある。

### ③就学にかかるリーフレットの充実

これまで、保護者に対しては個に応じた相談支援を丁寧に行っていたため、必要に応じて資料を準備していた。しかし、芦屋町以外から就学する家族にも、わかりやすく伝えるためには、就学先や学びの場の決定の流れがわかりやすいリーフレットを充実させていく必要があると考えている。

（杉山美奈子・久保山茂樹）

### 3. 外国につながるのある子どもを含めた地域に密着した 顔が見える丁寧な就学支援 岐阜県安八町

#### (1) 地域の概要

安八町は、人口 14,576 人（令和 4 年 4 月）、出生数 72 人（令和 3 年）の町である。

岐阜県の南西部に位置し、揖斐川・長良川に挟まれ南北約 9 キロメートル、東西約 3 キロメートルにわたる細長い地域である。また、伊勢湾臨海工業地帯、北陸圏、名古屋都市圏及び近畿圏の接点に位置するという地理的条件に恵まれ、工場適地として近代産業発展の原動力を担っている。

町内に設置されている認定こども園、小学校、中学校の概況は以下の通りである（令和 4 年 9 月 12 日時点）。令和 4 年度には、認定こども園在籍 490 人、小学校在籍 793 人、中学校在籍 586 人であった。

- ・ 保育所：なし
- ・ 認定こども園：4 園（公立 4、私立 0）
- ・ 幼稚園：なし
- ・ 小学校：3 校
- ・ 中学校：2 校

#### (2) 出生時から就学期までの支援の流れ

##### ①就学までの支援のシステム

安八町における乳幼児健康診査や 5 歳児の発達相談等は、福祉課保健センターが実施している（乳児健診、10 か月児相談、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診、5 歳相談）。また、乳幼児健康診査、教室・相談が一覧となった「安八町子育て支援プラン」（図 3-1）を作成し、検診や相談等の一覧を保護者に配布している。

保健センターでの 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診、5 歳児相談の機会に子どもの様子を観察し、気になる子どもを相談対象として経過観察している。5 歳児健診では、安八町が独自に作成した簡易検査で子どもの実態把握を行っている。

乳幼児健康診査では、保健師による乳幼児相談や健康診査時に、発達の遅れを早期に発見し、相談支援を行うとともに、臨床心理士、養護教諭有資格者等が、児童発達相談員として健康診査時に出向き、早期発見と対策を講じている。

町内には、中央子育て支援センター（中央こども園内）、結子育て支援センター（結こども園内）が設置されており、育児について心配や不安を抱えている保護者等に電話、面接での相談を実施している。

児童発達支援事業所として、町立あすなろの園があり、心や身体の障害、発達の遅れ等

のため、本来の能力を十分に発揮できない幼児に対して、その発達を促し、社会(集団)生活への適応を助けるための支援を行っている。定員は、30人で、安八町に在住し、保護者付き添いの上、通園できる就学前の幼児が対象である。それぞれの子どもの発達に応じて個別・グループ療育を行っている。また、保護者支援、関係する教育および医療機関等の連携等をおこなっている。

**安八町子育て支援プラン**

【様式3 保せ控え】  
 作成日：令和 年 月 日  
 保護者の氏名： 様  
 子の氏名： 様

**お子さんのお誕生おめでとうございます**  
 新しい子育てができるよう、子育て支援プランを作成しています。

**お子さんの誕生日**  
 令和 年 月 日

| 月齢<br>年齢 | ～2か月                         | 2か月～                                                                      | 3～5か月                              | 5～7か月                                        | 9～11か月                                       | 1歳0か月<br>～<br>1歳6か月                         | 1歳7か月<br>～<br>2歳0か月                         | 2歳1か月<br>～<br>2歳6か月                         | 3歳0か月<br>～<br>3歳6か月                         | 年中児                                         |                                             |
|----------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 事業       | 赤ちゃん<br>24時間                 | 子育て相談<br>24時間                                                             | 乳児健診<br>24時間                       | 乳児健診<br>24時間                                 | 10か月健診<br>24時間                               | 1歳6か月健診<br>24時間                             | 親子教室<br>スマイルキッズ                             | 2歳児健診<br>24時間                               | 3歳児健診<br>24時間                               | 5歳児健診<br>24時間                               |                                             |
| 日次       | 年 月 日                        | 年 月 日                                                                     | 年 月 日                              | 年 月 日                                        | 年 月 日                                        | 年 月 日                                       | 年 月 日                                       | 年 月 日                                       | 年 月 日                                       | 年 月 日                                       |                                             |
| 内容       | 身体計測<br>保護者<br>子育て相談<br>24時間 | 日次健診<br>ヒップアップ<br>小児科健診<br>ロタウイルス<br>口内検査<br>耳しん・目しん<br>水痘<br>日本脳炎<br>BCG | 身体計測<br>検 査<br>内科診察<br>保護者<br>育児相談 | 身体計測<br>検 査<br>交流タイム<br>育児相談<br>歯科相談<br>歯科相談 | 身体計測<br>心臓健診<br>育児相談<br>歯科相談<br>歯科相談<br>歯科相談 | 身体計測<br>検 査<br>内科診察<br>育児相談<br>歯科相談<br>歯科相談 | 身体計測<br>検 査<br>内科診察<br>育児相談<br>歯科相談<br>歯科相談 | 身体計測<br>検 査<br>内科診察<br>育児相談<br>歯科相談<br>歯科相談 | 身体計測<br>検 査<br>内科診察<br>育児相談<br>歯科相談<br>歯科相談 | 身体計測<br>検 査<br>内科診察<br>育児相談<br>歯科相談<br>歯科相談 | 身体計測<br>検 査<br>内科診察<br>育児相談<br>歯科相談<br>歯科相談 |
| 場所       | 各家庭                          | 医療機関                                                                      | 保健センター                             |                                              |                                              | 子育て支援センター                                   | 保健センター                                      |                                             |                                             |                                             |                                             |

**個人情報の取り扱いについて**

1 私は行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき母子健康手帳に基づく事項について個人番号を照会されることに同意します。

2 私は安八町母子保健事業の目的を定直し、保健・医療・福祉・教育等に携わる関係機関において、私・子どもの健康状態に関する情報を提供・共有することに同意します。

年 月 日 署名

【安八町保健センター・子育て世代包括支援センター】  
 所 在：西田  
 連絡先：0584-64-3775  
 受 入：8：30～17：00（祝日も開く）

図3-1 出生から就学前までの流れ

『安八町子育て支援プラン』より

## ②就学までの支援をつなぐツール

### ○『スマイルブック』の作成

入園や入学、進級、進学、就職など、乳幼児期から成人期までライフステージが変わる際に、周囲の方々と子どもの普段の様子やかかわり方、知っておいてほしい情報を共有するツールであり、育ち・成長の記録となる。『スマイルブック』（令和4年度改訂）（図3-2）を保健センターが、有識者に相談して作成している。

『スマイルブック』には、子どもや家族のプロフィール、生育歴、支援の経過などをまとめ、進学や進級で担任の先生が替わるときや、医療機関にかかるときに提示することで、子どもの今までの様子を伝えることに活用している。年度のはじめに、保護者が記録・保管している『スマイルブック』を学校へ提出し、担任や他の教職員と共有して閲覧し、その後、保護者に返却している。

### 安八町のスマイルブックの内容

☆安八町スマイルブックの内容に決まりはありません。  
 お子さんの成長・発達の様子について、必要な時に必要な情報を活用できるようにしましょう。  
 ☆学校で作成してもらい、個別支援計画などもファイルに綴りお子さんの支援の経過が分かるようにしましょう。

**基本のシート**

- スマイルブックQ&A
- 本人のプロフィール
- 妊娠から出産までのようす/  
生まれてからのようす
- サポートマップ
- 行動の記録
- ステージシート
- 自分が安心と感じること・  
負担と感じること
- 育ちの変化
- 記録のページ

**ファイルするシート（例）**

- 医療機関からの文書
- 各機関での検査結果
- 各機関での相談結果
- 療育に関する文書
- 支援の引き継ぎシート
- 就学時健診の結果
- 個別支援計画

など

#### ＜ 育ちの変化 ＞

■できない    ☒ ややできる    □ できる

|                              | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 10歳 | 11歳 | 12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 | 16歳 | 17歳 | 18歳 |
|------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| <b>社会性</b>                   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 知っている人に挨拶することが<br>できる        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 友達を誘って人と会話する<br>ことができる       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 「ありがとう」と礼が言える                |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 「ごめんね」等と謝ることが<br>できる         |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| グループ活動や運動に参加<br>できる          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 伝えられたルールに従ってゲ<br>ームに参加できる    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 楽しみたり怒りたりできる                 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 形勢と向き合うことができる                |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| その他                          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| <b>コミュニケーション</b>             |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 言葉で表す                        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 言葉が通じずとも必要な感情表<br>現をする       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 出来事などを人に伝える                  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| その場にあった表情ができる                |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 言葉での意思がわかる                   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 相手に合わせて話すことがで<br>きる          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 相手のルールや対応がわかる                |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| わからないことは尋ねる事が<br>できる         |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| その他                          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| <b>セルフコントロール</b>             |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 物などの置きかたでも規範で<br>きる          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 気持ちの切り替えができる                 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 忍耐のことや急な予定変更で<br>対応できる       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 興奮などで自分の負けを受け入<br>れられる       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 嫌なことがあっても、人を非難<br>したり妬んだりしない |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| その他                          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |

図 3 - 2    スマイルブック

### （３）就学先決定の手続き

#### ①教育支援委員会等の構成メンバー

教育支援委員会には、認定こども園、町外の幼稚園、町内在住通園、小学校、中学校、特別支援学校、医師、心理職、保健師、福祉課保健センター、児童発達支援センター、教育委員会の代表者が参加し、開催して情報共有をしている。

#### ②就学先決定手続きの日程

令和３年度における就学先決定の手続きの日程は、以下の通りである。

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| ・就学に関する教育相談の開始            | 4 月  |
| ・第１回教育支援委員会（子どもの実態交流）     | 5 月  |
| ・巡回支援チーム訪問実施              | 6 月  |
| ・小委員会    園や学校ごとに就学判定（案）作成 | 9 月  |
| ・第２回教育支援委員会（就学先の正式判定会議）   |      |
| 就学時健康診断の開始                | 10 月 |
| ・就学先に関する本人や保護者への通知        | 11 月 |

また、教育支援委員会で活用している「資料（様式１）」（図３－３）と「安八町小中教育支援委員会規則」を、メールで送付している。

|                                                             |                      |                            |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
|-------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------------|---------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|------|
| 在籍<br>学級                                                    | 年 組<br>特別支援学級<br>〔 〕 | 審 議                        | 新規 ・ 継続       | 生年月日<br>年 月 日 | 平成 年 月 日                                                                                                   |    |    |    |    |    |    |    |      |
|                                                             | 通級 (LD/ADHD 等)       | あ り が な<br>氏 名             | 性 別           | 男 ・ 女         | 身長<br>cm                                                                                                   |    |    |    |    |    |    |    |      |
| ○障がい・疾病名<br>(診断のある場合医療機関名<br>診断日を記入)                        |                      | 診断 無 ・ 有                   | 病院名           | 検査結果          | 無 ・ 有<br>○集団知能検査<br>(IQ: )(年月)<br>○個別知能(非達)検査<br>(検査名 )<br>全検査:<br>言語理解:<br>知覚推理:<br>WMI :<br>処理速度:<br>年 月 |    |    |    |    |    |    |    |      |
| ○薬の服用                                                       |                      | 服薬 無 ・ 有                   | 薬名            |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| ○手帳の有無・区分<br>スマイルブック(SB)の有無                                 |                      | 手帳 無 ・ 有                   | S B 無 ・ 有     | 検査名           | 検査機関<br>検査年月<br>日を記入                                                                                       |    |    |    |    |    |    |    |      |
| ○昨年度までの就学判定歴<br>(「有」の場合、特支援種別・<br>特学・通級種別の記入)               |                      | 無 ・ 有                      | 療育 ( ) 身体 ( ) | 検査名           |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| ※主語が明確になるように、できないだけでなく、得意で得意なものについてはできることも端的に述べること          |                      |                            |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| 観 点                                                         |                      | 内 容 (ヒアリング等で、付け足す場合はゴシックで) |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| ○学習状況<br>認知 (学習面)<br>(感覚や認知の特性)<br>(文字の読み書きや数の理解<br>空間認知など) |                      | 教科                         | 国語            | 社会            | 算数                                                                                                         | 理科 | 生活 | 音楽 | 図画 | 体育 | 授業 | 英語 | 前期見込 |
| ○生活状況<br>①基本的な生活習慣<br>(食事・睡眠・衣服の着脱・移動など)                    |                      |                            |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| ②社会性や人間関係<br>(集団活動での友人との付き合いなど)<br>係活動・当番活動                 |                      |                            |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| ③コミュニケーション<br>(会話活動の発声、発語) (身体活動の発声、発語)                     |                      |                            |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| ④心理的な安定<br>(こころの安定、情緒的な行動など)                                |                      |                            |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| ○身体状況<br>(身体機能や動き)<br>(粗大運動・微細運動)                           |                      |                            |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| ○家庭環境                                                       |                      |                            |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| ○保護者の意向                                                     |                      |                            |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| 【本人の思い】                                                     |                      |                            |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| 【欠席状況】                                                      |                      | 欠席 日/月/日 ○ 遅刻 日 早退日        |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| 【学校の考え及び支援の方向】                                              |                      |                            |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| 【ヒアリングでの判定】                                                 |                      |                            |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |
| ※シート1枚で対応できるように、文字のサイズや均等割り付け等の書式で見やすくするように作成すること           |                      |                            |               |               |                                                                                                            |    |    |    |    |    |    |    |      |

図 3 - 3 教育支援委員会資料様式

### ③就学先を検討するための審議資料作成時に行っていること

就学先を検討するための審議資料作成時に行っていることは、以下の通りである。

- ・ 行動観察の実施
- ・ 心理・発達検査の実施 (WISC-IV知能検査、ビジョンアセスメント WAVES、集団知能検査)
- ・ 医療、福祉関係者からの意見聴取
- ・ 在籍園からの意見聴取
- ・ 保護者からの意見聴取

就学先を検討するために作成した資料について、就学先の学校は持ち帰り、参考資料として保管する。翌年3月入学前の幼保連携型認定こども園園児指導要録の抄本等提出時に、認定こども園等と小学校の引継ぎ会で情報交換し、担当者同士がお互いの顔が見える関係を築いている。

## （４）安八町の特色ある取組

### ①母子保健、福祉と教育が連携した「安八町巡回支援チーム訪問」の実施

園や学校の生活の中で困っている子どもに対して、保護者と先生が手を取り合い、適切な指導や必要な支援を考えて、進めるために「安八町巡回支援チーム訪問」を実施している。このチームには、発達支援専門員、こども園や学校の職員、保健師等が所属し、就学前のこども園や幼稚園、小・中学校の児童生徒を支援している。

巡回支援チームが、園や小・中学校での子どもの様子を話し合い、適切な指導や必要な支援を相談する。希望に応じて「個別検査」を実施し、子どもの困っていることを保護者にも伝え、園や学校、家庭での適切な支援のあり方について、継続的に話し合いを進める。また、認定こども園を訪問する際には、校区の小学校の特別支援教育コーディネーター等に積極的に参加することを促している。



### 安八町巡回支援チーム訪問とは！

安八町では、園や学校の生活の中で困っている子に対して、保護者と先生が手を取り合い、適切な指導や必要な支援を考えて、進めるために「安八町巡回支援チーム訪問」を実施しています。就学前の大切な時期であるこども園や幼稚園の年中・年長のお子さん、小中学校の児童生徒さんを支援します。

スムーズな園や学校生活、ひいては社会生活に向けて、早い時期から周囲が気づいて支援をすることで、お子さんの困り感や苦手を減らし、もてる力を高めることができます。子どもたち一人一人の特性や教育的ニーズを十分理解し、すべての子どもたちの健全な成長のために進めます。

☆ 巡回支援チーム訪問に関するQ&A ☆

**Q1 どんなメンバーで構成されているの？**

A 発達支援専門員、こども園や学校の先生、保健師さんなどを含む専門家チームです。教育、福祉、保健等の関係機関が連携し、ケースによっては学校医の先生から助言をいただける体制になっています。

**Q2 どんな活動をするの？**

A お子さんの困り感や苦手を早期に見て相談・支援ができるよう、こども園や小中学校、町外の幼稚園を巡回し、集団における一人一人の様子をみさせていただきます。また、その状況をもとに、園や学校の先生、保護者の方と連携をしながら支援を工夫し、お子さんの発育・発達を促進させます。

**Q3 こども園や幼稚園で巡回支援訪問をする目的は、何？**

A 小1プロブレム（小学校入学直後に見られる同級行動）など、小学校への就学に際してのつまずきが多く見られる。園での集団におけるお子さんの困り感や苦手を軽減させることで、園から小学校へのスムーズな就学移行を図るためです。

**Q4 だれが対象なの？**

A 対象は、こども園や町外幼稚園の年中・年長のお子さんと町内の小中学校生の児童生徒です。

**Q5 巡回支援訪問は、いつ行くの？**

A 各小中学校や園と巡回支援チームとで日程調整を図り、毎年6月頃に実施します。普段の園や学校生活の様子をみさせていただきます。お子さんや保護者の方には特別な準備はありません。

**Q6 巡回支援訪問の結果は、どのように扱うの？**

A 巡回支援チームが、お子さんの様子を園や小中学校で話し合い、適切な指導や必要な支援を相談します。お子さんの成長のためには園や学校だけでなく、家庭とも連携を図って支援を進めることが大切です。また、ご希望に応じて「個別検査」を実施し、見つけたお子さんの困り感や苦手を保護者の方にも伝え、園や学校、家庭での適切な支援のあり方について、継続的に話し合いを進めていきます。

【スマイルブック】 お子さんが、適切な支援を継続的に受けるために役立つ資料です。保健センター等で配布していますので、ぜひご利用・ご活用ください。

【問い合わせ先】 安八町 教育委員会 学校教育課 ☎ (0584) 64-4342

### 教育支援にかかわる巡回支援チーム訪問の内容（例）

※設定時間は、目安です。各園・各校の設定により変動します。

1. 内容 進行：事務局

① 事前ミーティング ※15分間（ほど）

- 巡回支援機関、児童生徒の資料は、第1回教育支援委員会に提出された「様式2」（名簿）や「様式1」（便票）を活用する。  
**※チームメンバーの方は、各自でこの資料を当日、持参ください。**
- 本時の活動と観察ポイントについて
- 質疑応答

② 園児、児童生徒観察 ※45（50）分間（ほど）

- 観察は、クラスの全園児、児童生徒を対象とし、45（50）分間の中で、できるかぎり多くの園児、児童生徒の様子を見届け。
- 対象園児、児童生徒については、「様式1」に記載されている内容を観察の視点として見届け、**園や学校が準備した「机列表」**に記録する。（当日、園や学校で準備する。）
- 園や学校の規模によって、時間を調整する。
- 園や学校は、園児、児童生徒の実態が顕著に見られる活動を、可能な限り設定するなどの工夫をする。  
**※個人を特定して観察しにくい活動（例：保健体育等、実技）は避ける。**

③ 事後カンファレンス ※約30分～1時間（ほど）

- 対象園児や児童生徒の観察結果の交流 ＊可能な範囲で行う。
- 園児について、**5歳児相談やあすなろの園通園状況などの情報共有**に努める。
- 交流の内容については、支援計画作成や保育士、担任、保護者支援に活かすことができるように記録する。
- 指導、助言

図3-4 安八町巡回支援チーム訪問お知らせ、内容

### ②保育や教育に関する情報の広報紙による町民への普及

『広報あんぱち』（図3-5）には、認定こども園を卒園した子どもの写真、小学校の学校だより等も掲載されており、町の住民に、子どもたちの就学等の現状について周知している。また、『広報あんぱち』に毎月含まれている「町民カレンダー」（図3-5）には、相談等の情報が掲載されている。

このようにきめ細やかに情報を提供し、顔が見える関係づくりを基本とした地域住民を含めた支援体制を構築している。この他に、保護者へ配布（メール配信）している学校たよりを、地域の回覧板に入れて、皆様に学校の様子を紹介している。



| 1月                                                                                                                                    | 2                                                                                                                                     | 3                                                                                                                                            | 4                                                                                                                                     | 5                                                                                                                                     | 6                                                                                                                                     | 7                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)  | 2<br>成人の日<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・成人の日<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・成人の日<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・成人の日<br>12:00-15:00 (安八温泉)          | 3<br>小中学校授業観察<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・小中学校授業観察<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・小中学校授業観察<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・小中学校授業観察<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 4<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)  | 5<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)  | 6<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)  | 7<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)  |
| 8<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)  | 9<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)  | 10<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)        | 11<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 12<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 13<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 14<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) |
| 15<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 16<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 17<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)        | 18<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 19<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 20<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 21<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) |
| 22<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 23<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 24<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)        | 25<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 26<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 27<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 28<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) |
| 29<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 30<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉) | 31<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)        | 1<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)  | 2<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)  | 3<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)  | 4<br>おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)<br>・おんせん祭典<br>12:00-15:00 (安八温泉)  |

図3-5 広報あんぱち令和5年1月号

## (5) 安八町における外国に繋がりのある子どもへの現状と課題

### ①令和2年度教育支援委員会の対象となった外国につながる子どもの概要

令和2年度教育支援委員会の対象となった外国につながる子どもは、小学校2年生1名であった。対象児は、令和3年度小学校の通常の学級に在籍し、言語障害通級指導教室を活用した。

### ②外国につながる子どもへの指導について

中国語が話せる児童生徒支援員（外国語指導）を配置し、小学生1名を週1回2時間、中学生1名週2回2時間の指導を行っている。また、安八町教育委員会よりAI 翻訳機を各学校に配布し、必要に応じて活用している。また、通級指導教室では、AI 翻訳機を活用して、個別指導の中で日本語を指導している。

また、外国につながる子どもについても、安八町で作成している個別的教育支援計画等の作成（図3-6）を作成し、継続した支援が行われるように取り組んでいる。

### ③外国につながる子どもの就学及び学びの場の変更について

外国につながる子どもについては、1年後に就学先を巡回し、適切な学びの場であったかを確認する機会を設けている。日本語が理解できない外国につながる子どもに対して、早期に障害の有無を検査で判断することは難しいため、日本語がある程度できるようになってから、各種検査を実施、学校生活の実態、学習状況等から、実態を把握し、判断するようにしている。

保護者に学びの場について説明するために通訳を依頼し、理解を促している。保護者の日本語理解が進む中、少しずつ学びの場のメリットとデメリットについての理解を図るようにしている。

個別の教育支援計画・指導計画 綴り（表紙用）

|                                                                                 |          |                                                 |           |          |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------|-----------|----------|
| ふりがな<br>氏 名                                                                     |          | 性 別<br>( )                                      | 生年月日      | 平成 年 月 日 |
| 入学年月日                                                                           | 平成 年 月 日 | 小学校 年生                                          | 入学・転入 ( ) | より)      |
| 入学年月日                                                                           | 年 月 日    | 中学校 年生                                          | 入学・転入 ( ) | より)      |
| <p>この綴りは、支援を継続するためのおうちの方と学校との取組の記録です。</p> <p>お子さんの成長と一緒に確認していくことができればと思います。</p> |          |                                                 |           |          |
| 学年・組                                                                            | 小1－      | 小2－                                             | 小3－       | 小4－ 小5－  |
| 担 任                                                                             |          |                                                 |           |          |
| 校長(印)                                                                           |          |                                                 |           |          |
| 保護者(印)                                                                          |          |                                                 |           |          |
| 学年・組                                                                            | 小6－      | 中1－                                             | 中2－       | 中3－      |
| 担 任                                                                             |          |                                                 |           |          |
| 校長(印)                                                                           |          |                                                 |           |          |
| 保護者(印)                                                                          |          |                                                 |           |          |
| <input type="checkbox"/> ①で行う 小学校から中学校への引き継ぎの同意                                 |          | <input type="checkbox"/> ②で行う 中学校から進学先への引き継ぎの同意 |           |          |
| 児童名                                                                             |          | 生徒名                                             |           |          |
| 保護者名 印                                                                          |          | 保護者名 印                                          |           |          |

個別の教育支援計画 その3(実施一顧う効)

| 年 組<br>氏 名                 | 令和 年度<br>年 組 | 実 施 態 様 | 今年度の様子と支援方針、手立て | 評価（今年度結果と来年度育てたい姿） |
|----------------------------|--------------|---------|-----------------|--------------------|
| 基本的<br>生活習慣<br>（健康の<br>保持） |              |         | <様子>            | <評価・成果>            |
|                            |              |         | <支援方針>          | <育てたい姿>            |
| 人間関係                       |              |         | <様子>            | <評価・成果>            |
|                            |              |         | <支援方針・手立て>      | <育てたい姿>            |
| コミュニ<br>ケーション              |              |         | <様子>            | <評価・成果>            |
|                            |              |         | <支援方針>          | <育てたい姿>            |
| 心理的な<br>安定                 |              |         | <様子>            | <評価・成果>            |
|                            |              |         | <支援方針>          | <育てたい姿>            |
| 認知<br>（発見の<br>把握）          |              |         | <様子>            | <評価・成果>            |
|                            |              |         | <支援方針・手立て>      | <育てたい姿>            |
| 身体<br>の<br>動き              |              |         | <様子>            | <評価・成果>            |
|                            |              |         | <支援方針>          | <育てたい姿>            |

☐ ③期待・願う将来像

|        |         |               |
|--------|---------|---------------|
| 児童の願い、 | 保護者の願い、 | 保護者との合意形成した事項 |
|        |         |               |

図 3－6 個別の教育支援計画

#### ④外国につながるのある子どもの課題について

外国につながるのある子どもが、特別支援教育の対象となった場合、保護者や家族に説明し、合意形成を図るために、要に応じて、保護者が知り合いに通訳の協力を求めることがある。また、心理検査等を実施する際に、日本語（言語面）の理解が十分でないと、正しい検査結果が出せないという課題がある。

#### 【参考資料】

- ・ 安八町ホームページ <https://www.town.anpachi.lg.jp/0000000007.html>
- ・ 岐阜県教育委員会ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/8246.html>

（滑川典宏・澤田真弓）

#### 4. 「一人たりとも置き去りにしない教育」の実現に向けた福祉と教育の連携 ー満5歳相談や幼児の通級を活用した取組ー 秋田県大館市

##### (1) 地域の概要

大館市は、人口 67,962 人（令和 5 年 1 月）、出生数：296 人（令和 3 年度）の市である。「一人たりとも置き去りにしない教育」の実現に向けて、早期からの教育相談・支援体制の構築に取り組んできている。また、人口減や若年層の県外への流出などの差し迫る問題から、「大館ふるさとキャリア教育」を立ち上げ、自立と気概と能力を備え、ふるさとの未来を切り拓く総合的人間力（「おおだて型学力」）を備えた人材育成に取り組んでいる。

- ・ 保育所：10 園（公立 9、私立 1）
- ・ 認定こども園：8 園（公立 0、私立 8）
- ・ 幼稚園：1 園（公立 0、私立 1）
- ・ 小学校：17 校
- ・ 中学校：8 校

「おおだて型学力」について、就学前から大学まで、教育機関が縦の連携を強化しながら、発達段階に応じて、人間的基礎力、大館市民基礎力、大館市民実践力と段階的に学力を高め、未来大館市民の育成を行っている。

このような取組の背景には、様々な課題があり、特に就学時においては以下のような課題があった。

- ・ 幼保と小学校との情報共有の難しさ（複数園から複数校への就学）。
- ・ 幼保と小学校の視点のずれ（申し送りと実態に差）。
- ・ 就学制度、相談体制の分かりづらさ。
- ・ 就学時健診の形骸化（園からの情報不足により、スクリーニング検査の点数のみで学びの場を決定していた）
- ・ 保護者への情報提供の不足
- ・ 適切な就学先決定のための関係者協議の不足
- ・ 限られた療育の場
- ・ 2 歳児クラスが学級崩壊
- ・ 「小 1 プロブレム」が 3 年間程度も続いてしまう
- ・ 予期せぬ不適応

これらに対処すべく、横断的、継続的な支援、職種や担当の垣根を越えた多面的支援、客観的な公の根拠をもとにした支援をするなど、大館市としてできることから取組んできた。

## （２）出生時から就学期までの支援の流れ

### ①就学までの支援システム

大館市は、共働き家庭が多く、ほとんどの家庭で三歳になる前から保育所や認定こども園に子どもを預けている。出生から就学までの主な支援機関は、福祉部子ども課と教育委員会で、児童発達支援センター（ひまわり）、発達相談室「ふわっとサポート」、育ちの教室「ぐんぐん」等を通して支援を行っている。

出生から就学までは、福祉部子ども課が相談支援を行うが、「満５歳すてっぷ相談」から、就学支援員を中心とし、教育委員会が支援に参加する（図４－１）。

さらに年長児においては、図４－２に示した流れで就学支援を行っている。

|                   |                                                                   |        |        |                             |       |    |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------|--------|--------|-----------------------------|-------|----|
| 時期                | 出生                                                                | 1 歳半健診 | 3 歳児健診 | 満 5 歳すてっぷ相談                 | 就学前健診 | 就学 |
| 管轄機関              | 福祉部 子ども課                                                          |        |        |                             |       |    |
| 相談支援<br>機関、事<br>業 | 児童発達支援センター（ひまわり）<br>発達相談室「ふわっとサポート」<br>（個別相談、個別支援）                |        |        | 巡回支援相談員による園巡回<br><br>就学教育相談 |       |    |
| 管轄機関              | 教育委員会                                                             |        |        |                             |       |    |
| 相談支援<br>機関、事<br>業 | 就学支援員による相談、就学先への橋渡し<br><br>就学支援員による育ちの教室「ぐんぐん」（年長）<br><br>教育支援委員会 |        |        |                             |       |    |

図４－１ 出生から就学までの支援の流れ

就学支援の流れ(年間)

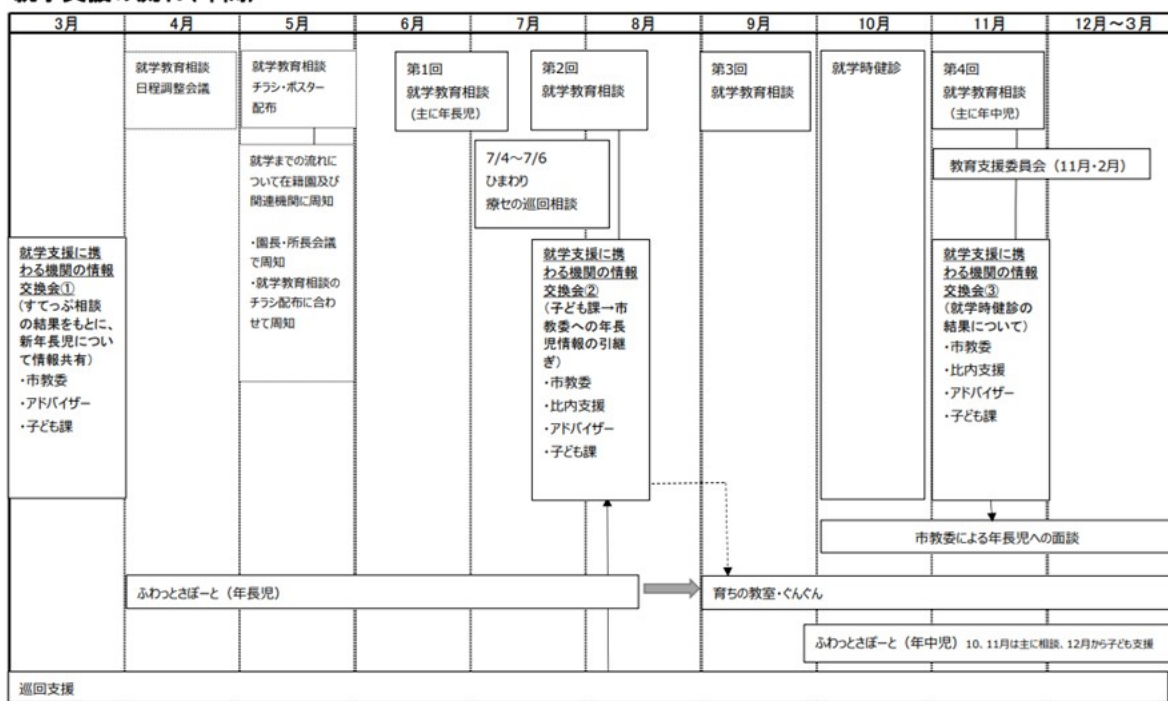


図 4 - 2 年長児の就学までの支援の流れ  
大館市福祉部子ども課より資料提供

## ○教育委員会と福祉部子ども課の連携について

大館市では、教育委員会と福祉部子ども課が早い段階から連携をして、出生から就学、また就学後の支援を行っている。

出生から就学までは、福祉部子ども課が中心に子どもの支援を行っており、巡回支援専門員を配置しており、保育所、幼稚園、こども園に巡回相談を行っている。また、子ども課が発達相談「ふわっとサポート」や就学教育相談を、「発達支援センターひまわり」が集団療育、個別指導、保護者学習会、特別支援学校見学などを行っている。園では、「満5歳すてっぷ相談」を、全園児を対象に行っており、発達が気になる幼児について情報収集している。

教育委員会は、就学支援員などのその管轄のスタッフが「満5歳すてっぷ相談」にかかわり、そこから年長児の育ちの教室「ぐんぐん」(幼児通級指導教室)につながった幼児に対して集団生活の指導や、保護者相談などを行っている。また、そこでの情報を就学時健診や小学校との情報共有に活かせるようにしている(図4-3)。

以上のように、巡回支援専門員と就学支援員などのそれぞれの管轄のスタッフが連携し、就学前、就学時の両方のイベントに関わることで、教育委員会と子ども課が連携しながら、子どもや保護者の支援を行っている。就学支援員は、児童が小学校した4月、5月くらいに、小学校に様子を見に行き、担任等と情報交換を行っている。

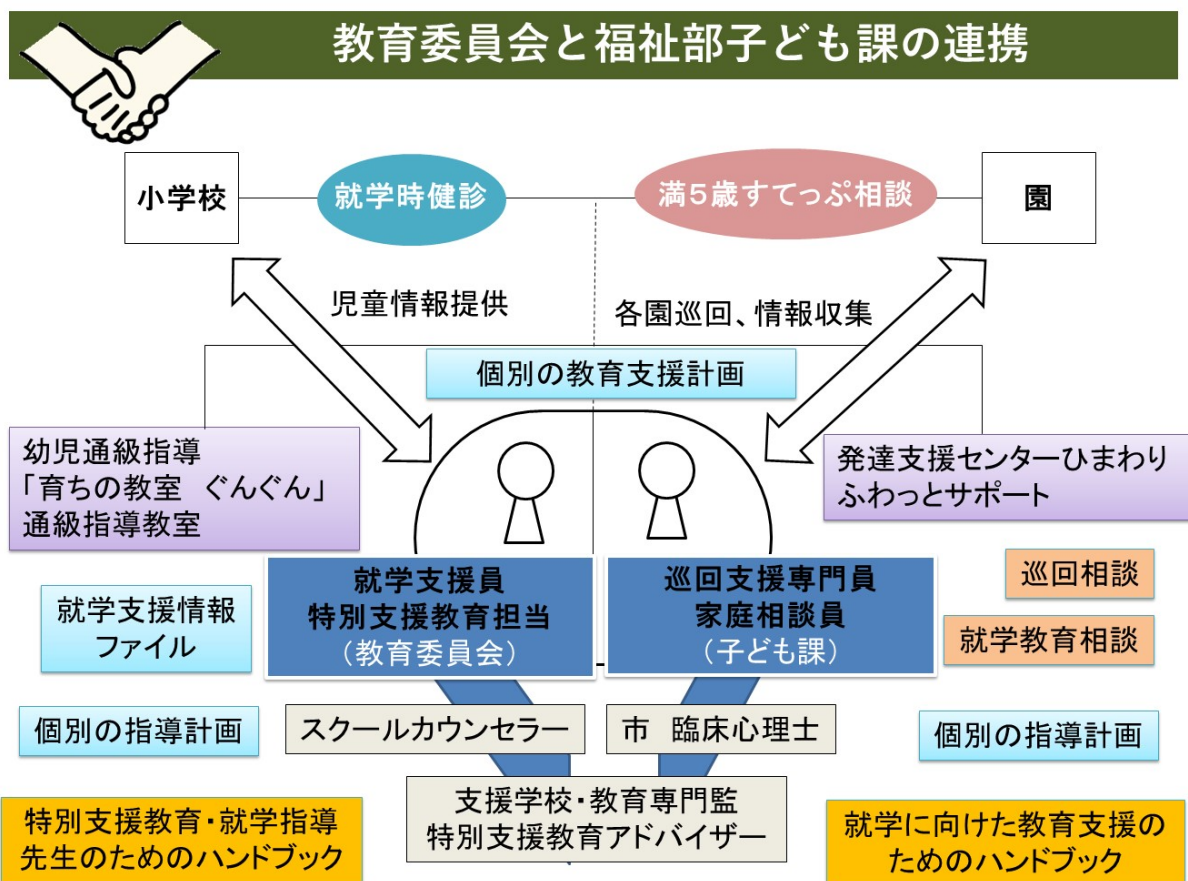


図４－３ 福祉部子ども課と教育委員会との連携について  
大館市教育委員会より資料提供

### ○満５歳すてっぷ相談

福祉部子ども課が行う発達相談である。年中児とその保護者全員を対象としており、昼寝の時間に子どもと個別に面談し、その裏番組として保護者教室も行っている。内容は、保護者からの事前アンケートをもとに、生活習慣、行動、悩みなどの相談を行う。子どもに対しては、会話、動作、操作、知的理解などの検査、集団行動や聞く姿勢などの観察を行う。運営スタッフは、福祉部子ども課管轄の専門職員（巡回支援専門員、臨床心理士、社会福祉士、保育士、看護師など）と教育委員会管轄の専門職員（就学支援員、スクールカウンセラー、教育研究所所長など）、また県教育委員会管轄の比内特別支援学校教育専門監などの約 30 名で構成され、「すてっぷ相談」の結果についてカンファレンスを行う。カンファレンスの後、記録を臨床心理士が吟味し、その後の経過観察、検査、相談を行う。結果は保護者には伝えられない。

## ○育ちの教室「ぐんぐん」（幼児通級指導教室）について

「満5歳すてっぷ相談」を経て、要経過観察となった年長児を中心に勧めており、保護者の希望で参加する教室である。年長児の幼児を対象としており、児童会館、公立の保育園等で指導を行う。スタッフは、教育委員会職員（就学支援員）、子ども課職員（巡回支援相談員・臨床心理士）、公立保育園職員（発達支援コーディネーター、障害児担当保育士、担任保育士）、特別支援学校職員（地域支援担当）、教育研究所職員で構成されている。指導は、小学校の特別支援学級や通級による指導経験者である就学支援員が中心となっており、主に運動やゲーム等を取り入れながら、小集団での人との関わり方について指導している。小学校に上がった際の子どもの姿を保護者が想像しやすいよう、指導の工夫をしている。

指導の記録は報告書にまとめ、「就学支援情報ファイル」に綴じて、小学校へ引継ぎに活かしている。また、「ぐんぐん」での情報を子ども課、教育委員会、園などの関係者で共有し、教育支援委員会や就学前健診でも活用できるようにしている。

## ②就学までの支援をつなぐツール

### ○サポートシートから個別の教育支援計画へ

出生から就学、卒業後まで、関係機関が連携した支援と移行を行うための情報共有のためのサポートシートを作成している。対象は各種健診や発達相談等で特別な支援を要すると判断された幼児・児童生徒で、保護者の同意のもと作成している。専門部会が作成し、就学前と卒業後は福祉部、就学中は教育委員会が保管、活用している。この作成を平成19年から令和3年まで行っていたが、令和4年からは県の個別の教育支援計画、指導計画になったものを市教育委員会が作成、データ化し、それをサポートシートの代わりに活用している。作成した個別の教育支援計画、指導計画については、「就学支援情報ファイル」に綴じて、小学校へ引き継いでいる。

### ○就学支援情報ファイルについて

出生からの様々な情報を綴じ、年齢とともに各機関に引き継いでいくファイルである。小学校では通称「ピンクファイル」、中学校では「黄色のファイル」と色を変えている。小学校入学前の2月にはファイルを教育委員会から小学校へ引き継いでいる。

## （３）就学先決定の手続き

特別な場での学びについて、10月に継続審議、11月に新規の審議を行う。委員会では

承認のみを行えば良いように、就学先についての合意形成がそれまでに本人、保護者とはぼできているよう、丁寧な説明と面談を行っている。年長児に育ちの教室「ぐんぐん」を利用していた幼児については、そこでの情報も委員会の中で共有している。委員会での協議事項の内容は、教育委員会で管理し、小学校へは簡単な学びの場の決定通知書のみを送付している。

### ①教育支援委員会等のメンバー

教育支援委員会の構成メンバーは、教育委員会職員、福祉部子ども課職員、発達支援センター職員、支援学校校長（校長会より派遣）、教頭（教頭会より派遣）、特別支援学校教員、医師、心理士、保健師である。

### ②就学先決定の手続きの日程

令和3年度における就学先決定の手続きの日程は、以下の通りである。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| ・就学に関する教育相談の開始     | 5月  |
| ・就学先決定に関する委員会の開始   | 10月 |
| ・就学時健康診断の開始        | 10月 |
| ・就学先に関する本人や保護者への通知 | 11月 |

### ③就学先を検討するための審議資料作成時に行っていること

就学先を検討するために審議資料作成時に行っていることは、以下の通りである。

- ・行動観察の実施
- ・心理・発達検査の実施（検査名：新版K式発達検査、WISC—IV知能検査）
- ・医療、福祉関係者からの意見聴取
- ・在籍園からの意見聴取

### （４）保護者への情報提供と合意形成

大館市は、年中児全員を対象とした「満5歳すてっぷ相談」を行っており、特別な支援が必要な子どもの早期発見に努めている。満5歳すてっぷ相談で、経過観察となった子どもについて、専門家支援チーム（福祉課、市教委）が園への巡回訪問を行ったり、年長児の育ちの教室「ぐんぐん」（幼児通級指導教室）の利用を勧めたりしている。大館市の育ちの教室「ぐんぐん」（幼児通級指導教室）は、実際の小学校での学習に近い環境で指導を行い、その際の困難さや対処法について指導している。大館市教育研究所の指導主事は「小

学校の先生が、年長児の指導を行うから意味がある」と述べ、小学校を想定した学びは、保護者が入学後の学びの場を決める上で、大変参考になるとのことであった。

以上のような取組により、特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、その保護者が定期的、継続的に園や教育委員会職員に相談できる体制を作っている。また、年長児の育ちの教室「ぐんぐん」(幼児通級指導教室)を通して、子どもの人間関係作りを始めとした様々な支援を行うことで、小学校に入学した際の困難さが軽減できるようにしている。またそこでの活動の様子をもとに、本人、保護者が、特別支援学級や通級による指導など、より良い学びの場を検討出来るようにしている。

### (5) 大館市の特色ある取組

大館市は、特別な支援を要する子どもの早期発見について、大変危機感をもって取組んでいる。早期発見のための重要な点の一つに、教育委員会と福祉部子ども課との強い連携がある。子どもに関わる機関連携の重要性はよく言われることだが、大館市の特色は次の3点であると考ええる。

一つ目は、「満5歳すてっぷ相談」の取組である。いわゆる5歳児健診に代わるものとして、全ての幼児を対象とした発達相談を行っている。そのような取組は他の自治体でも見られるが、特徴的なのは関わるスタッフの層の厚さである。教育委員会だけでなく、様々な専門家がその相談に関わり、カンファレンスを行いながら情報共有し、役割分担しながら、保護者と多面的につながっている。

二つ目は、教育委員会が所管する幼児の通級指導教室である「育ちの教室ぐんぐん」の取組である。年中児を対象とした「満5歳すてっぷ相談」の結果をもとに、年長児を対象とした育ちの教室「ぐんぐん」(幼児通級指導教室)につなげている。発達が気になる幼児を対象とした教室を行っている自治体は他にもあるが、発達支援センターなどの職員が行っていることが多い。それに対して、大館市は、小学校の教員でかつ、通級による指導や特別支援学級担当の経験がある教員が、この教室の指導を担当している。実際の小学校での学習に近い環境で指導を行い、子どもの困難さやその対処法等について指導している。

三つ目は、小学校入学後の取組である。大館市は、「ことばとまなび」の小テストを、入学後の学習における適応度を把握するために行っている。これは、「満5歳すてっぷ相談」で要観察とならなかったが、入学後に支援の必要性が明らかになった児童に対する支援である。育ちの教室「ぐんぐん」(幼児通級指導教室)等では、情緒面に課題を抱える幼児が多く、読み書き面については、あまり注目されないこともある。学習障害等も視野に入れながら、このようなテストを通して、授業での配慮を行ったり、児童の通級による指導に

つなげたりしている。今後、個別の指導計画も、学習障害に対応した書式に改訂していきたいとのことである。

以上の三つが、大館市の特色となる取組であると考え。これらのことを、出生から切れ目なく行っていることは、全て本人、保護者との学びの場の合意形成につながっていくものだと考える。

## （６）大館市の課題と展望

大館市は近年、人口減が進んできている。そんな中、子育て世代が大館市で出産、育児をしようと思えるよう、教育、福祉をより一層充実させていく必要がある。特別支援教育においては、その対象となる子どもの数が増えている現状を踏まえ、その専門性をもった教員の育成が強く求められている。福祉部子ども課と教育委員会が連携しながら、早期発見や保護者への定期的、継続的な相談を行いながら、適切な学びの場の決定のための支援を行っているが、就学した環境が合わなかったり、今まで特別支援の対象としてなかった子どもの困難さが明らかになったりすることもある。

学びの場の変更においては、自閉症・情緒学級から通常の学級に戻るケースが増えてきているなかで、知的に遅れが見られる生徒も通常の学級に転級を希望するケースもあり課題となっている。逆に、自己肯定感の極度の低さになどの情緒面の問題で、知能指数が 90 程度あるにも関わらず、特別支援学校に入学するケースもあった。それ以外は、通常の学級から特別支援学級へ、特別支援学級から特別支援学校への学びの場の変更があった（多くは学部が上がるきっかけで変更している）。

このような現状を踏まえ、子どもにとってより良い学びの場を提供できるよう、就学時の支援を一層充実させるだけでなく、就学後のフォローアップを、特別支援学級の教員や通常学級の教員など、様々な立場の教員が連携しながら継続的に行っていく必要があると考えられる。

（佐藤利正・久道佳代子）

## 5. 切れ目ない支援の実現に向けた担当者による丁寧できめ細やかな取組

### 栃木県真岡市

#### (1) 地域の概要

真岡市は、人口 77,635 人（令和 4 年 4 月）出生数 506 人（令和 3 年度）の市である。栃木県の南東部に位置し、総面積 167.34 km<sup>2</sup>、市内は、市役所及び中心街のある真岡地区を含め、5つの地区から構成されている。令和 3 年度真岡市統計書によると、総面積の 48.8% が田畑、14.4% が宅地から構成されている。産業別従事者数は、第一次産業が 9.4%、第二次産業が 36%、第三次産業が 49.6% である（平成 27 年）。総人口のうち、65 歳以上人口が 27.3% であり、14 歳以下人口が 13.0% である（令和 2 年）。市内には 6 つの工業団地があり、外国籍の住民も多く、令和 3 年 4 月 1 日時点で、外国籍の住民が 3,480 人、うちブラジル国籍 753 人、ペルー国籍 733 人である。

市内に設置されている就学前保育施設（小規模保育施設、認可外保育施設等は除く）、小学校、中学校の概況は以下の通りである（令和 3 年 5 月 1 日時点）。

- ・ 保育所：10 園（公立 4、私立 6）
- ・ 認定こども園：8 園（公立 0、私立 8）
- ・ 幼稚園：4 園（公立 0、私立 4）
- ・ 小学校：14 校
- ・ 中学校：9 校

#### (2) 出生時から就学期までの支援体制

##### ①就学までの支援のシステム

子どもの出生から就学までに関わる主な担当部署は、健康福祉部こども家庭課、健康福祉部社会福祉課、健康福祉部保育課、そして、教育委員会学校教育課である。

まず、健康福祉部こども家庭課は、乳幼児健康診査を担当している。乳幼児健診は一次スクリーニングの場として位置付けられており、そこで要経過観察と判断した子どもについては、二次スクリーニングへと繋いでいる。二次スクリーニングでは、保健師訪問や一般診療所への紹介の他、「遊びの教室」（月 1 回、15 組）、心理士による個別相談、県東健康福祉センター主催の乳幼児二次健診（年 10 回）を実施している。

健康福祉部社会福祉課は、乳幼児二次発達相談において療育が適切と判断された子どもを、市内にある療育機関や、市内及び近隣の医療機関へ繋ぐことを担当している。市内には、療育機関として、年中児及び年長児を対象としたことばの教室、真岡市及び近隣 4 町に居住する子ども及び保護者を対象とした、児童発達支援センターが設置されている他、市内に 3 つの児童発達支援事業所が設置されている。

健康福祉部保育課は、保育所、認定こども園に在籍する障害のある子どもの加配等を担

当している。

教育委員会学校教育課は、後述する4歳児対象「のびのび発達相談」の継続観察児に対する、5歳児時点での園訪問及び観察、就学時健診、乳幼児から中学生までを対象にした教育相談会（年1回）、教育支援委員会（年3回）を担当している。

## ②就学までの支援をつなぐツール等

学校教育課では、就学児の入学支援シートの様式を作成している。入学支援シートは「健康面や生活の様子」についての記述欄と、言語、社会性、行動・生活、身体面についてのチェックリスト、家庭から学校への連絡事項から構成されており、保護者が記入し、就学先の学校へ提出する。特別な支援が必要な場合にも必要でない場合にも、就学児についての情報を保護者から学校に伝えるツールとして活用されている。

個別の教育支援計画については、栃木県教育委員会で示されている様式を利用している。個別の指導計画については、栃木県の様式を基にした、真岡市版様式を現在検討中であり、モデル校にて試験運用を実施している。

その他、社会福祉課では「サポートファイルもおか」の様式を作成しており、こちらについては出生から就労期までの記録が可能な様式となっている。

## （３）就学先決定の手続き

4月から随時就学相談を開始し、特別支援学校に入学を希望する子どもについては、6月頃から特別支援学校での早期教育相談や体験学習の実施、そして10月に就学時健康診断、11月の教育支援委員会での審議を経て、12月に就学先の通知を行う流れとなっている。

特別支援教育の対象児については、就学時健康診断後に、再検査及び調査員会議を行う。その後、教育支援委員会の実施、保護者との面談を経て、就学先（特別支援学校、特別支援学級、通常学級）を決定している。なお、通級指導教室の利用については、教育支援委員会で決定するのではなく、就学先の学校と保護者の協議によって決定している。

真岡市では、教育支援委員会を、校内教育支援委員会、地区教育支援委員会、市教育支援委員会の3段階に分けて実施している。最初に校内教育支援委員会で検討が行われた後、地区、市教育支援委員会で順次、子どもについての検討が行われる。市教育支援委員会は年間3回（第1回10月から11月、第2回11月、第3回1月）行われている。そのうち、第1回、第3回は在学児童生徒を対象、第2回が就学児を対象としている。

市教育支援委員会の構成メンバーは、特別支援学校の教員、特別支援学級の教員、通級指導教室の教員、児童発達支援センター職員、医師、公認心理士・臨床心理士等の心理職、保健師である。

就学先を検討するための審議資料作成においては、対象となる子どもの行動観察、心理・発達検査（TK式就学児用発達検査、田中ビネー知能検査Ⅴ、遠城寺式乳幼児分析的発達検

査法)を実施するとともに、医療、福祉関係者、在籍園、保護者、進学先(学校長等)からの意見聴取を行っている。

#### (4) 保護者への情報提供と合意形成

5歳児の就学先決定手続きについて、保護者に配布している資料(「就学までの大きな流れ」)を図5-1に示した。特別支援教育の対象児については、就学時健康診断後に、再検査及び調査員会議を行う。その後、教育支援委員会の実施、保護者との面談を経て、就学先(特別支援学校、特別支援学級、通常学級)を決定している。なお、通級指導教室の利用については、教育支援委員会で決定するのではなく、就学先の学校と保護者の協議によって決定している。

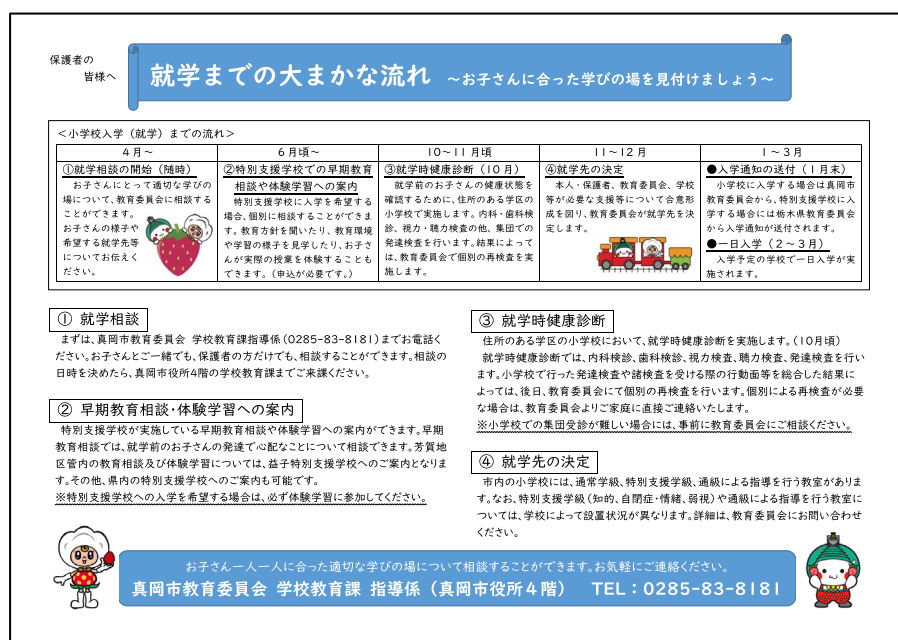


図5-1 就学の流れに関連して保護者に配布している資料

また、「適切な学びの場」のDVDを教育委員会で作成し、就学時健康診断時の待ち時間に保護者が視聴できるよう、全校に配布し、就学の流れについて保護者への理解を促す取組が実施されている。

#### (5) 真岡市の特色ある取り組み

##### ① 4歳児対象「のびのび発達相談」

真岡市では、市内全ての保育所、認定こども園、幼稚園を、市の心理士、作業療法士、保健師等が訪問して行う4歳児対象「のびのび発達相談」を実施している。あらかじめ園から報告のあった気になる子どもを中心に保育場面の観察を行うとともに、保育場面の観

察後は、希望する保護者との個別面談を行っている。「のびのび発達相談」には、学校教育課の職員（担当指導主事、心理士等）が同行しており、4歳児時点で対象となった子どもの、1年後（年長児時点）の経過観察を行っている。

## ②部局間での情報共有会の実施

真岡市では、毎年度の初めに、こども家庭課、社会福祉課、そして学校教育課で、5歳児を対象とした情報の共有、引き継ぎを行っている。その際、乳幼児健診等から療育に繋がっている子どもの情報や療育手帳の有無、上述の4歳児対象「のびのび発達相談」での対象児の記録が、学校教育課に引き継がれるようになっている。

## ③特別支援教育担当者連絡会

学校教育課では、市内小・中学校の特別支援学級、通級指導教室担当教員と特別支援教育コーディネーターを対象とした「特別支援教育担当者連絡会」を実施している（令和4年度はオンラインで実施）。連絡会では、教育支援委員会を含む、市内の特別支援教育に関連する手続きやスケジュールについての説明の他、県教育事務所の指導主事による、特別支援学級の教育課程、自立活動、情報の引き継ぎに関する講義が行われ、特別支援教育に携わる教員の資質向上に取り組んでいる。

## ④学校教育課による丁寧できめ細やかな情報収集

上記②の情報共有会で引き継ぎに加えて、学校教育課では、5歳児の時点で市の相談に繋がっていない子どもがいないか療育機関に問い合わせを行ったり、幼稚園等の訪問時に、市がまだ把握していない、気になる子どもの情報の収集に努めたりするなど、丁寧できめ細かい情報収集を行っている。

## ⑤外国につながるのある子どもへの支援体制

真岡市は外国籍の住民が多く在住しており、外国につながるのある子どもが教育支援委員会の対象となることがある。以下、真岡市における、外国につながるのある子どもへの概要及び支援体制について述べる。

### ○令和2年度教育支援委員会の対象となった外国につながるのある子どもの概要

令和2年度に教育支援委員会の対象となった外国につながるのある子どもは、就学前8名、小学校1年生1名、3年生1名、4年生4名、5年生3名、6年生1名、中学校2年生1名の合計19名であった。また、令和2年度教育支援委員会で対象になった外国につながるのある子どもの令和3年度の就学先については、就学前の8名が小学校に入学後、通常の学級2名、特別支援学級4名、特別支援学校1名、帰国1名であった。その他の対象の外国につながるのある子どもについては、特別支援学級に転籍が9名、通常の学級1名、

帰国が1名であった。障害種は、知的障害、情緒障害、自閉症、LD、ADHDであった。また、真岡市教育委員会では、学校教育課教育政策係が主に外国につながるのある子どもを担当している。

### ○外国につながるのある子どもの就学先を検討するための審議資料の作成時に行っている内容について

外国につながるのある子どもの教育支援委員会の審議資料作成の際に「行動観察」「心理・発達検査の実施」「日本での生活期間の確認」「医療・福祉関係者からの意見聴取」「保護者からの意見聴取」「在籍している幼稚園、保育所等からの意見聴取」「就学先からの意見聴取」を実施している。

就学相談では、外国につながるのある子どもの日本語習得の状況によって、通訳者が同席している。心理・発達検査については、WISC-IV、K-ABCⅡ、田中ビネー知能検査Ⅴを日本語及び母語の両方を使用して実施している。心理士が口頭で教示し、反応が悪い場合には、通訳者が母語で教示する。日本語及び母語の教示した結果については、参考値として判断の資料とする。日本語と母語の両方で教示することで検査時間を長く要するが、子どもの日本語の理解の差等を丁寧に把握するようにしている。

### ○外国につながるのある子どもの就学及び学びの場の変更について

令和3年度、通常の学級から特別支援学級に学びの場を変更した外国につながるのある子どもは9名であった。「日本語の課題か、発達上の特性の課題か」がポイントとなり、学びの場を判断することが難しい事例や、過去には、教育相談の結果から、特別支援学校か知的障害特別支援学級に就学するかの判断を迷うケースもあった。一方で、保護者の了解のもと、知的障害特別支援学級に就学し、学級で良好な友だち関係を築き、意欲的に学ぶことができた事例もあり、外国につながるのある子どもの就学及び学びの場の決定については、慎重に判断する必要があると感じている。また、日本語の力が不十分な保護者の中には、子どもの方が日本語を話しているため、保護者が子どもの能力を過大評価してしまい、通常の学級で学ぶことを希望することがある。保護者の理解を促すために通訳者から「日本語が流暢に話せることと、学習ができることの違い」について具体的に説明してもらうこともある。

### ○外国につながるのある子どもの支援における特色ある取組について

教育委員会では、先述した「就学までの大きな流れ」を、日本語版に加えて、ポルトガル語、スペイン語、英語で作成し、市内の幼稚園、保育所、認定こども園に配布し、外国籍の保護者への周知を図っている（図5-2参照）。

真岡市役所及び教育委員会には、ポルトガル語、スペイン語、英語を話することができる通訳者が複数名常駐しており、特別支援学級及び通級指導教室等の説明については、日本

語で書かれた資料を通訳者が訳して保護者に伝えている。必要に応じて、それぞれの通訳者が教育相談、学校訪問等に同席し、説明及び保護者の理解を支援する体制が整っている。また、各学校で心理検査等を実施する際には、心理士と通訳者が同行して検査等を実施する。教育相談や心理検査等に通訳書が同行することで、通訳者自身の日本の特別支援教育に関する理解も深まっている。現在は、通訳者の世代交代が課題となっており、特別支援教育に関する研修の受講体制の整備が望まれている。

Senhores padres de família: **Processo até a entrada "Vamos encontrar um lugar de aprendizado que se adapte ao seu filho"** (ポルトガル語)

<Processo até a matrícula na escola primária (Shūgaku)>

| Abril ~                                                                                                                                                                                                                                             | Junho ~                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | Outubro ~ Novembro                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | Novembro ~ Dezembro                                                                                                                                                   | Janeiro ~ Março                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>① Início para aconselhamento Escolar (Caso for necessário)</b><br>Poderá consultar o Comité de Educação sobre a melhor maneira para seu filho(a) estudar. De acordo com suas prioridades e expectativas, explique a melhor forma de educá-lo(a). | <b>② Orientação sobre educação especial e atendimento em uma aula de aprendizagem</b><br>Se quiser participar da sala de aula de educação especial, poderá consultar individualmente, pode assistir a uma aula para observar o ambiente educacional e a criança experimentar assistir uma aula. (Reserva necessária). | <b>③ Exame médico (Outubro)</b><br>Será realizado em uma escola primária na área do seu bairro, para verificar o estado de saúde da criança antes da admissão. Além de exames de medicina odontológica/interna e testes de acuidade visual/audição, também realizamos exames de desenvolvimento em grupo. Dependendo dos resultados, a Comissão de Educação realizará um novo exame individual. | <b>④ Decisão por consenso</b><br>Tanto o tutor, Comité municipal de Educação de Moka quanto a escola por consenso decidirão sobre a melhor forma de apoiar a criança. | <b>● Envio do aviso de admissão (final de janeiro)</b><br>O Comité de Educação de Moka enviará um aviso de admissão para a escola primária, ou no caso de precisar de apoio especializado, a Comissão de Educação de Tochigi enviará o aviso de admissão.<br><b>● Início da escola (fevereiro ~ março)</b><br>Será realizada na escola que está programado a entrar. |

**① Aconselhamento Escolar**  
 Primeiro, ligue para a Seção de Orientação da Divisão de Educação Escolar do Comité municipal de Educação de Moka (0285-83-8181).  
 Após marcar data e horário da consulta, compareça no dia a Divisão de Educação Escolar no quarto andar da prefeitura de Moka. Pode nos consultar com seu filho ou somente os responsáveis.

**② Educação especial e atendimento em uma aula de aprendizagem**  
 Pode obter orientações sobre educação e assistir a uma aula na escola. Nesta orientação, permitirá que você discuta as preocupações com seu filho(a), seu desenvolvimento, antes de frequentar a escola. Também, para consultas educacionais e aprendizado prático dentro da jurisdição do distrito de Haga, vamos guiá-lo para a Escola Mashiko para Necessidades Especiais. Além disso, é possível orientá-lo para escolas especiais da prefeitura.  
※Para matrícula na Escola de Mashiko, necessita assistir uma aula.

**③ Exame médico**  
 Na escola primária do distrito escolar, faremos um exame médico. (Por volta de outubro) Esse exame médico consiste em exames gerais, exames odontológicos, testes de acuidade visual, testes auditivos e testes de desenvolvimento. Dependendo dos resultados dos testes de desenvolvimento e dos aspectos comportamentais a Comissão de Educação realizará novos testes individuais posteriormente. Se for necessário outro exame individual, a Comissão de Educação entrará em contato diretamente.  
※Se não for possível realizar o exame em grupo, avise a Comissão de Educação com antecedência.

**④ Decisão por consenso**  
 Nas escolas da cidade, há salas regulares, salas de necessidades especiais e salas de aula que fornecem orientação através das salas regulares. Além disso, o status de aulas de apoio especial (intelectual, autismo/perturbação emocional, baixa visão) e salas de aula que fornecem orientação por participar das aulas, varia de acordo com a escola. Consulte o Comité municipal de Educação para mais detalhes.

Pode perguntar sobre o lugar certo de aprendizado para cada criança. Não hesite em entrar em contato conosco.  
 Comité de Educação Moka, Divisão de Educação Escolar (4º andar do Município) TEL : 0285-83-8181

MIA20220104TMS

図 5-2 就学の流れに関連して外国籍の保護者に配布している資料（ポルトガル語）

## （6）真岡市の課題と展望

教育委員会担当者からは、「できる限り漏れがないように努めているが、未就園児の情報については集めることが難しい、療育機関に通っている場合には、問い合わせができるが、どこにも繋がっていない子どもも、年に数人はいる。そのような子どもは外国に繋がりのある子どもに多い」という課題が示されている。外国につながる子どもの中には、未就園の子どもがおり、就学前の情報が教育委員会に入らない事例がある。小学校に兄弟が在籍している場合には、学校を介して未就園の子ども情報を得たり、3歳児健診の際に、心理士やこども家庭課の職員から外国につながる子どもの保護者に入園を勧めたりしている。幼稚園に費用がかかるという誤った情報を信じているため、入園をしない状況もある。

また、教育相談の過程で、外国籍の保護者が「特別支援学級に在籍する」、「通常の学級に在籍して通級による指導を受ける」という概念を理解することの難しさがあ、多様な学びの場の理解を保護者に促すことが課題となっている。通訳者、国立障害者リハビリテ

ーションセンターの外国人保護者向けのパンフレットを使用して、特別支援教育の説明をするが、保護者の中には、理解を得ることが難しいケースもある。例えば、ポルトガル語等と日本語では語彙数の違いがあり、対応する適切な言葉がないことがあるため、適切な説明になるかが課題となっている。

教育委員会担当者からは、「センターがある自治体とは異なり、福祉と教育が混じり合っ  
て、障害のあるお子さんを一貫して支援していくシステムはまだできてはいないが、接続  
で漏れがないように一生懸命、関係の皆で努めている」という意見が聞かれたが、担当者  
による要所での丁寧できめ細やかな取り組みは、真岡市における大きな特色であると思わ  
れる。

(吉川和幸・滑川典宏)

## 6. 教育を核とした機関連携と「就学アドバイザー」による 早期からの円滑な就学支援 新潟県上越市

### (1) 地域の概要

上越市は、人口 184,736 人（令和 5 年 1 月）、出生数 1,097 人（令和 3 年）の中核市である。新潟県の南西部に日本海に面して位置し、古くから交通の要所として栄えており、現在も重要港湾である直江津港や北陸自動車道、上信越自動車道のほか、えちごトキめき鉄道 妙高はねうまライン、日本海ひすいライン、JR 信越本線、ほくほく線などを有している。さらに、平成 27 年 3 月には北陸新幹線が金沢まで延伸など、三大都市圏とほぼ等距離に位置する中で陸・海の交通ネットワークが整った有数の地方都市となっている。

また、地形が平野部、山間部、海岸部と変化に富んでおり、美しい景観や多様な自然に恵まれている。気候は、四季の変化がはっきりしており、冬期に降水量が多く快晴日数が少ない典型的な日本海型である。冬期には日本海を渡ってくる大陸からの季節風の影響により大量の降雪があり、海岸部を除いた地域は全国有数の豪雪地帯となっている。

土地利用は、高田、直江津などが市街地となっているほか、その周辺で、土地区画整理事業などにより宅地化、商業地化が進み、都市的土地利用がなされている。これより東側の地域では、農業を中心とした土地利用が進められている。中山間地は、農業生産機能のほか、多くの工業団地があり、直江津港や高速自動車道など、交通ネットワークを利用した産業も展開されている。

- ・ 保育所：46 園（公立 34、私立 12）
- ・ 認定こども園：15 園（公立 0、私立 5）
- ・ 幼稚園：11 園（国公立 2、私立 9）
- ・ 小学校：47 校
- ・ 中学校：22 校

### (2) 出生時から就学期までの支援の流れ

#### ①就学までの支援システム

1 歳 6 か月児健康診査後や、3 歳児健康診査後に「すくすく赤ちゃんセミナー」など、相談支援を行っている。健診を通して、療育支援が必要な子どもを把握し、「こども発達センター（療育機関）」へつないでいる。

こども発達支援センターは、子どもへの療育のほか、保育園、幼稚園、認定こども園にも支援や研修を行っている。園は、園での様子や配慮事項を記した「園情報シート」を作成し、「こども発達センター」と情報共有をするほか、園職員が療育の現場を見学し、継続

的な支援につなげている。

小学校への就学の相談に関しては、子どもの就学予定の小学校の教諭が相談を実施している。これは、保護者にとって、実際に通う小学校の先生が保護者の相談をしてくれるということで、安心感につながっている様子であり、上越市で力を入れている部分である。

特別な支援を必要とする幼児の関係者（保育所、母子保健、療育機関、教育委員会、福祉部等）が定期的（2、3か月に1回）にミーティング（「庁内ワーキング」）を実施している。この横のつながりにより、それぞれの役割を明確にし、協力し合って子どもや保護者の支援を行うことができる。最近は中高連携の話題が多くなってきている。

## ②こども発達支援センター

子育てに関する相談や、子どもの発達、成長を促す支援を行う機関として、「こども発達支援センター」がある。ことばに関すること、友達との関わり方、こだわり、多動等、子どもの発達に関して悩みを抱えている保護者の方と共に、子どもが健やかに成長していけるよう、保護者と一緒に考え、支援していく機関である（図6-1）。

こども発達支援センターの機能としては、相談機能と療育支援機能がある。

相談機能として、「すてっぷ」（発達相談室）は小学校1、2年生の保護者を対象として相談を行っている。また、「親子教室」は0歳児から2歳児の保護者を対象に相談を行っている。

療育支援機能として、「ほっぷ」は、未就園の子どもと保護者を対象とした親子療育で、子どもの年齢や発達の状況に合わせたグループを編成して、同年代の子どもとのかかわりや集団での行動の経験、親子のコミュニケーションを促す支援を行っている。また、「じゃんぷ」は、保育所・認定こども園・幼稚園在籍の子どもを対象とした個別療育で、1対1の活動による「個別療育」、5人から6人のグループで実施する「小集団療育」、療育担当者が、子どもの在籍園を訪問する「療育園訪問」を実施している。

その他の活動として、「たんぽぽひろば」（療育支援ひろば）で未就園の子どもと保護者向けに遊びの場を提供している。また、「一時保育」として、病気や冠婚葬祭等で保育が困難な保護者によって、子どもを預かる事業を実施したり、児童発達支援「はびねす」や保育所等訪問支援を通して、発達に心配のある子どもや、障害のある子どもへの発達支援をおこなう活動を行ったりしている（図6-1）

## ③教育委員会とのかかわり

教育委員会の指導主事が、幼児を対象とした療育機関である「こども発達支援センター」の職員を併任しており、就学前の子どもの実態や保護者の思いを早期（4歳児段階あたり）から把握している。それにより、子ども、保護者も早期から教育委員会の指導主事とつながり、相談をすることができている。

4歳児（年中児）の冬あたりから教育委員会が直接関わる場合がある。特別支援学級と

特別支援学校の判断で迷う子どもや肢体不自由、医療的ケアの子は、より早期の関わりを心掛けている。



図6-1 上越市こども発達支援センターの業務内容

#### ④就学までの支援をつなぐツール等

「わたしのきろく」(上越市福祉部すこやかにくらし包括支援センター作成)を乳幼児健診時に障害の可能性があると考えられた子どもの保護者、療育に関わる時や子どもの発達に関係する時などに保護者に渡している。保護者が管理することを基本とするが、保護者の状況によっては、学校が預かって管理する。「わたしのきろく」については、ここ3、4年で活用できるようになってきた。学校での個人面談等で保護者に持参してもらっている。

### (3) 就学先決定の手続き

#### ①教育支援委員会等の構成メンバー

就学支援委員会等の構成メンバーは、特別支援学校の教員、保護者、特別支援学級の教員、通級指導教室の教員、医師、大学教員である。

#### ②就学先決定手続きの日程

令和3年度における就学先決定の手続きの日程は以下の通りである。

- ・就学に関する教育相談の開始 4月
- ・就学先決定に関する委員会の開始 6月
- ・就学時健康診断の開始 10月
- ・就学先に関する本人や保護者への通知 11月

保護者は、教育相談の申し込みを年長児の6月1日までに行う。7月から8月にかけて園の参観や保護者面談などの相談を行い、8月から10月にかけて教育委員会主催の就学支援委員会で最終判断をする。11月上旬に通知し、11月から12月上旬には、検討、相談して保護者が意思決定をする。1月から2月に、入学指定通知、入学同意書等の作成となる。

令和3年度は、上越市の小学校に就学予定の子どものうち、就学相談を行う子どもが約17%であり、全国的に見ても高い割合であった。就学相談を行った243人の子どものうち、50人が特別支援学級、18人が特別支援学校へ就学した。就学先だけではなく、小学校の学びについて心配な子どもについても対象にしているためではないかと思われる。

### ③就学先や学びの場の変更について

令和2年度、就学先の変更が、通常の学級から特別支援学級55人、特別支援学級から通常の学級16人、特別支援学級から特別支援学校9名などであった。通常の学級から特別支援学級への変更については、小学校1,2年生までは通常の学級で、その後特別支援学級に入級することの見通しをもって就学先の変更を考えている保護者もいる。特別支援学級から通常の学級に学びの場を変更した子どもがやや多めな傾向があることについては、特別支援学級の子どもができるだけ通常の学級に就学する流れがあり、自閉症・情緒障害学級から適応状況が改善される事例、中学校進学時に、特別支援学級から通常の学級に変更する事例があった。就学先変更の判断としては、エピソードでの判断や、新潟県、上越市独自の指標がある。

## （4）保護者への情報提供と合意形成

### ①早期からの保護者への寄り添い

保護者の悩みや困難を丁寧に聞きながら、徐々に話を進めていく。長い期間での支援を心掛けている。4歳児（年中児）から話を進めることができれば、少しずつ相談を積み重ねることができる。5歳児（年長児）であると、すぐに就学先の話をしなければならない。

特に、特別支援学校に判断が出る可能性が高い場合には、保護者が判断を受け止められるよう、早くから面談を行ったり、学校見学（支援学校や支援学級）を勧めたりしている。また、施設の整備や看護師の配置が必要な場合にも関係機関と連携し、早い時期から相談し、対応している。

発達による課題だけでなく、愛着関係に問題がある子も増えてきており、後々から教育的ニーズが明確になるケースもある。早いうちに丁寧にいかかわっていくことが大切であると考えている。

特に、一人で子育てをしている保護者や不安の強い保護者に対しては丁寧にやっている。教育委員会担当者が見学に付き添う場合もあるなど、臨機応変に対応している。

## ②保護者の気持ちに寄り添えるパンフレットの作成

保護者向けに就学の流れを説明したパンフレット（図 6-2）を作成、配付してきた。今年度、より保護者の気持ちに寄り添った構成のパンフレットに変更した。更新に当たっては幼稚園等の保育者の声も取り入れた。突然、就学先や学びの場の話をするとうまく就学相談を受け入れられない保護者もいるため、子どもの現状を伝え、共通理解した上で、就学先について伝えるという工夫を行っている。

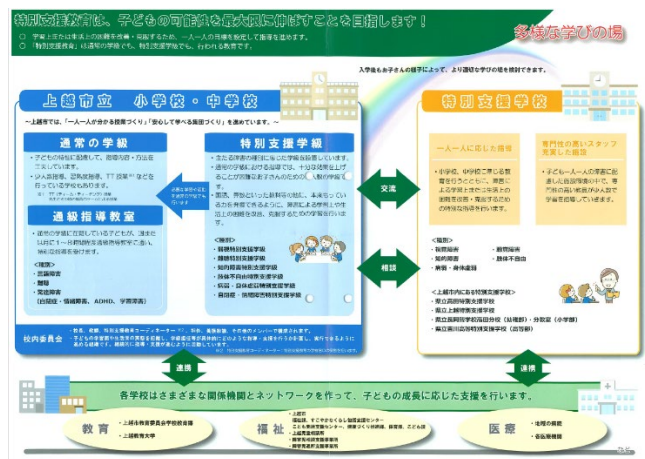


図 6-2 就学に関する保護者向けのパンフレット

#### (5) 上越市の特色ある取組

### ①地域ごとの連携

小学校の教員が保育所・認定こども園・幼稚園を訪問するなど、いわゆる幼保小連携が密接に行われており、小学校の教員の中に保育所・認定こども園・幼稚園の保育の実態を知っている者が多く存在する。スタートカリキュラムも実施している。

上越市内に 13 の「区」がある。区毎に小中（高）連携を実施している。公立の保育園が多く連携しやすい。

## ②「就学アドバイザー」の活動

学校教育課に籍があり、こども発達支援センターに勤務し、就学前、就学後の保護者の相談を受ける役割を担っている。こども発達支援センターに常駐して相談に当たっている。

就学アドバイザーの担当業務の内容は以下のとおりである。

- ・園訪問を実施し、就学前の子どもの実態把握及び保護者からの相談の対応
- ・保育園等におけるクラス運営等の助言
- ・新1年生の学校適応の状況確認及び状態に応じた支援機関へのつなぎ
- ・就学前、就学後の保育者の相談対応
- ・特別支援学校見学時に保護者に同行

#### (6) 今後の展望と課題

現状として、上越市には、乳幼児期から切れ目のない相談支援体制があり、その一環としての就学相談ができています。相談支援の内容として、家庭や保護者本人の悩みや困難さ、園での悩みや困難さなど多岐にわたるようになってきた。保育所・認定こども園・幼稚園に対する就学に関する相談においても、就学先そのものの相談ではなく、日常の保育に関する課題等の相談が増えてきている。こうしたことは、上越市において教育委員会が乳幼児期にも関与し、乳幼児期から切れ目ない相談支援体制を実現してきた成果であるとも言える。

今後に向けて、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校との連携の一層の推進が期待される。園としては小学校の実情に関する情報を求めている。また、小学校への引き継ぎ事項として、どのような内容をどこまで伝えたらよいのか迷っていることも想定される。保育所・認定こども園・幼稚園と小学校との連携が進む中で、小学校における学習や生活について様子を知る機会が増えることが期待される。また、就学後の子どもの様子に関する小学校からのフィードバックの機会が増えるとさらに良いと考えられる。

(杉山美奈子・久保山茂樹)

## 7. 教育委員会の発達・教育相談支援センターを中心とした 早期からの多層的で一貫した相談支援体制の充実 島根県松江市

### (1) 地域の概要

松江市は、人口 201,246 人（令和 4 年 5 月）、出生数 1,618 人（令和元年）の中核市で、島根県の東部、宍道湖畔に位置する総面積 572.99 km<sup>2</sup>の島根県の県庁所在地である。平成 17 年に近隣の 7 町村（鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町）と合併、更に平成 23 年に東出雲町を編入し、現在の松江市となっている。

令和 2 年度松江市統計書によると、総面積の 11.4%が耕地、43.2%が山林、5.9%が宅地から構成されている。産業別従事者の割合は、第一次産業が 3.9%、第二次産業が 18.3%、第三次産業が 77.8%である。総人口のうち、65 歳以上人口が 29.6%であり、14 歳以下人口が 13.2%である。

市内に設置されている就学前保育施設、小学校、中学校の概況は以下の通りである（令和 4 年 5 月 1 日時点）。

- ・ 保育所：62 園（公立 7、私立 55）（小規模保育事業 4 園、認可外保育施設 11 園）
- ・ 認定こども園 私立 15 園
- ・ 幼稚園及び幼保園※：25 園（国公立 24、私立 1）
- ・ 小学校・義務教育学校（前期課程）：33 校
- ・ 中学校・義務教育学校（後期課程）：16 校

※松江市独自の幼保一元化施設

### (2) 出生時から就学期までの支援体制

#### ①就学までの支援のシステム

松江市では、教育委員会特別支援教育課が所管している「松江市発達・教育相談支援センター」（愛称：エスコ）が中核となり、乳幼児期から学齢期までの一貫した支援体制を構築していることが特徴である。

図 7-1 に松江市における乳幼児期の支援体制を示した。保護者の来所、電話に対して発達・教育相談支援センター職員が対応する「エスコ相談」、在籍所・園・校等に専門巡回相談員が訪問し、必要な支援のあり方について相談を受ける「専門巡回相談」、特別な支援の場の必要性を踏まえ、必要な支援のあり方について相談を受ける「就学相談」、就学審議会（教育支援委員会）での子どもの実態、本人・保護者及び在籍園・校等の意見を踏まえて、就学に係る意見を保護者に伝える「就学審議会専門調査」が整備されている。特別支援教育の対象となる子どもの場合、最低 3 回は相談の過程を辿るよう多層的な相談体制が構築

されている。

また、上記の相談体制に加えて、公立幼稚園及び幼保園（松江市独自の幼保一元化施設）で実施する「特別支援幼児教室」（後述）、発達障害等を中心とした、心身の発達に配慮が必要な3歳から就学前の幼児を対象に、発達・教育相談支援センターを会場に、週1回、最大30回まで行う「にこにこ教室」、3歳から小学校2年までの幼児、児童の保護者を対象としたペアレント・トレーニング「のべのべ講座」など、幼児支援、子育て支援の場を複数整備している。

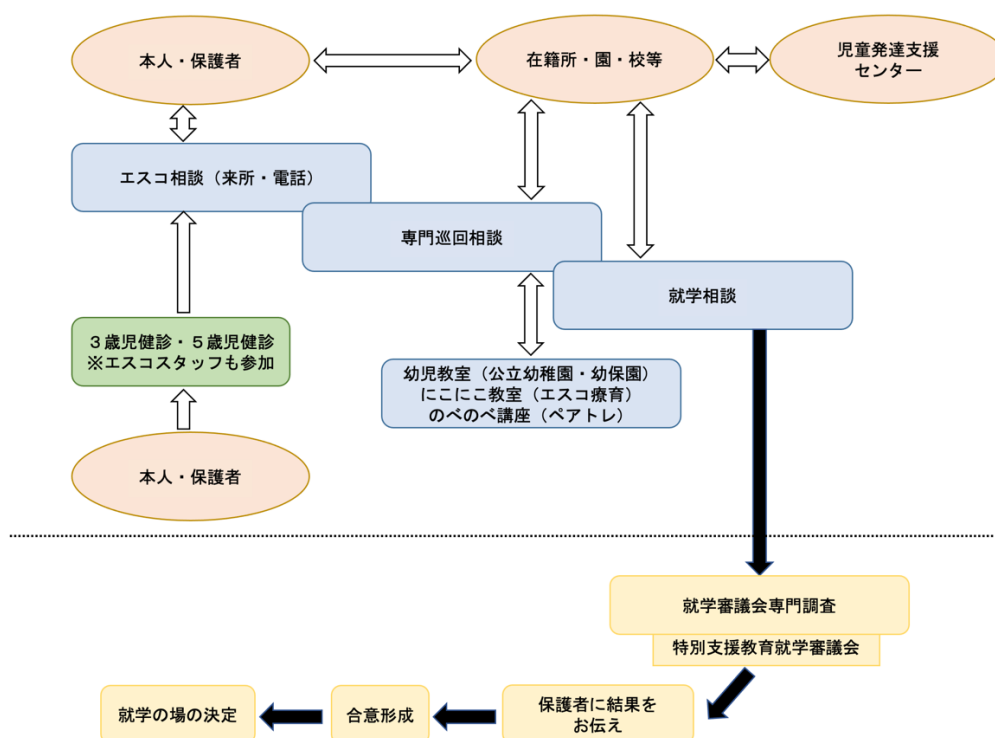


図7-1 松江市の乳幼児期の支援体制（訪問時配布資料を基に作成）

## ②就学までの支援をつなぐツール等

松江市では、独自のサポートファイル「だんだん」（図7-2参照）を作成し、年2回開催される日曜日の「ほっと相談」や、先述の「専門巡回相談」、「特別支援幼児教室」、「にこにこ教室」、「のべのべ講座」等において、保護者への配布機会を設けている。

サポートファイル「だんだん」には、子どもの発達状況や子育てのエピソードなどの記録、医療機関受診の記録、相談、療育の記録、個別の指導計画、個別の教育支援計画等をファイリングすることができる。ファイルの管理は保護者が行い、円滑な相談、情報共有に繋げるために、必要に応じて関係者に提示、活用できるようにしている。

## （3）就学先決定の手続き

5月から就学相談、就学先決定に関連する特別支援教育就学審議会を7月に開始した後、

10月から就学時健康診断を実施、12月に就学先に関する本人、保護者への通知する流れとなっている。

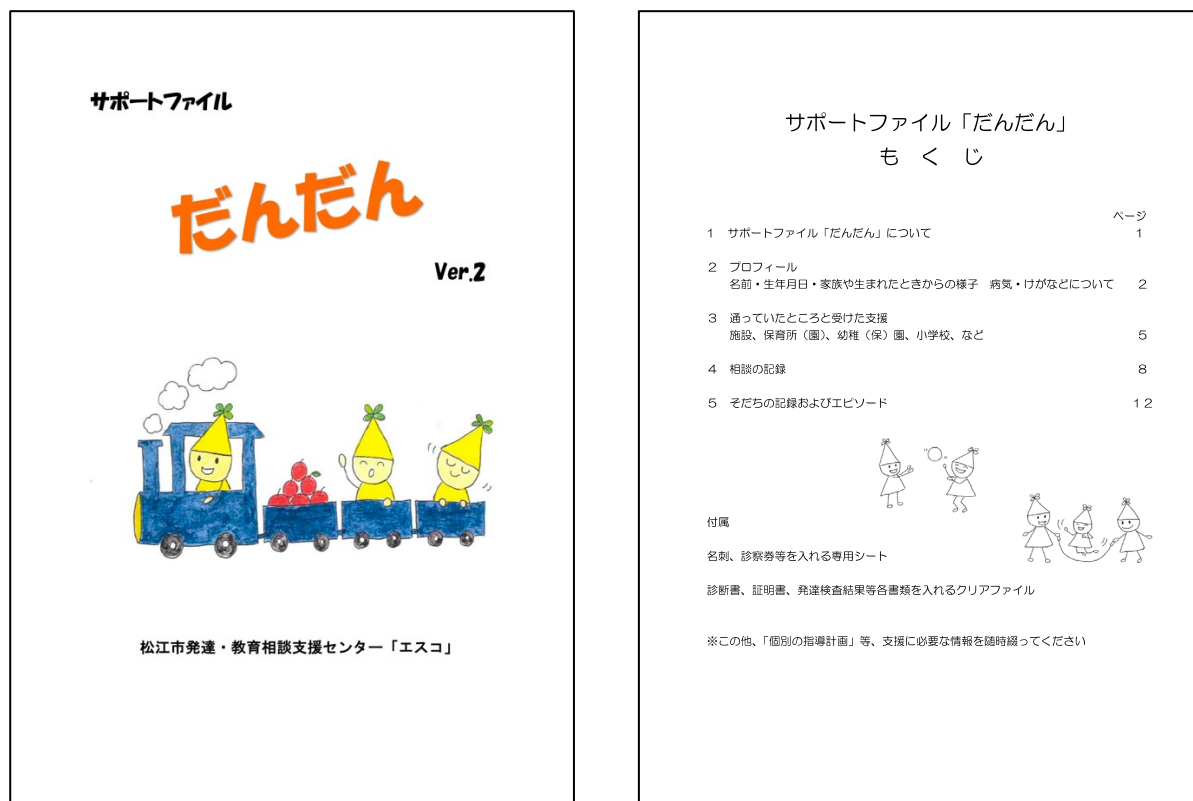


図 7-2 サポートファイル「だんだん」（松江市 HP 掲載資料より抜粋）

就学相談の過程において特別支援教育が必要と判断された幼児については、教育支援委員会に相当する「特別支援教育就学審議会」（以下「就学審議会」とする）の対象となる（図 7-1 参照）。

令和 3 年度は、7 月から 2 月まで月 1 回ずつ、年間 8 回行われている。審議会委員の内訳は、学校関係者（大学教員、校長、園長）5 名、医師 3 名、保健・福祉関係者 1 名、その他 1 名、教員と兼任の専門調査員 11 名、計 21 名から構成されている。

就学審議会に先立って行われる「就学審議会専門調査」では、対象となる子どもの行動観察、心理・発達検査（新版 K 式発達検査または WISC-IV、S-M 社会生活能力検査）、医療、福祉関係者、在籍園、保護者、進学先（学校長等）からの意見聴取、子どもの制作物（描いた絵など）を基に審議資料作成を行っている。

#### （４）保護者への情報提供と合意形成

発達・教育相談支援センターには、特別支援教育係と相談支援係があり、令和 4 年度は特別支援教育係に 6 名、相談支援係に 15 名の職員が配置されている。特別支援教育係は、特別な支援を必要とする就学支援、特別支援学級への入級、特別支援学校への転学、特別支援学級及び通級指導教室の指導及び運営に関する業務を担当している。相談支援係は、

特別な支援の幼児児童生徒の相談及び検査、幼児への療育、特別支援教育に関連する研修や啓発、調査、福祉等に繋ぐ相談窓口などの業務を担っており、幼児期から就学期、そして就学後も保護者への相談、情報提供を行える体制が整えられている。



図7-3 「すくすく！子育てリーフレット」(松江市 HP 掲載資料より抜粋)

幼児期の保護者への情報提供については、保護者向けの「すくすく！子育てリーフレット」(図7-3)を作成し、3歳児健診で保護者に配布している。リーフレットでは、先述の「専門巡回相談」「にこにこ教室」、サポートファイル「だんだん」の紹介や、子どもの発達を捉える視点や、子育てのポイント等について解説している。

令和3年度について就学審議会の対象となった幼児児童生徒は203名(うち就学前幼児53名)であったが、教育委員会の判定結果と実際の就学先の一致率は全体で97.5%であり、保護者との合意形成の高さが窺える。このことは、保護者に対する早期からの多層な相談、支援体制の構築により築かれているものと思われる。

## (5) 松江市の特色ある取組

### ①松江市発達・教育相談支援センター(愛称: エスコ)

松江市発達・教育相談支援センターは2011年(平成23年)に設置された。開設にあたり、市民から募集した愛称である「エスコ」とは、当地の言葉で「いい具合」という意味であり、子ども達の日常生活や将来が、いい具合に進むようにという願いが込められている。

設置以前の、松江市における特別支援教育に対する状況は、就学時など移行の際に支援

が途切れたり、必要な情報が共有されたりしておらず、総合的な視点からの状況の把握を行うために教育・保健・福祉・医療等の連携を強化する必要があった。また、早期からの適切な支援を必要としている子どもがいること、特別支援学級及び通常の学級においても学習や対人関係面等の困難を有する児童生徒が増加しており対応が必要とされていた。このような課題を踏まえて、乳幼児期から青年期までの一貫した相談支援体制を築き、教育・保健・福祉・医療等の連携を強化すること、早期の気づきを高め、発達障害幼児の療育を拡充すること、教職員の支援力の向上を図ると共に人的・物的支援を行うために開設された。

発達・教育相談支援センターは、松江市保健福祉総合センター内に設置されており、同じ建物内に母子保健事業を行う保健センターや乳幼児健診会場があるため、物理的にも情報を共有しやすい構造となっている。3歳児健診、5歳児健診には、発達・教育相談支援センター職員も参加しており、健診時の子どもの把握から、先述の「エスコ相談」に繋がることもある。また、先述の専門巡回相談では、母子保健事業を所管する健康推進課に所属する保健師が、専門巡回相談員として委嘱され相談に同行することにより、家庭や在籍園・所での支援について情報共有を行っている。

発達・教育相談支援センターは、先述の「エスコ相談」、「専門巡回相談」などの相談業務に加えて、「にこにこ教室」や「のべのべ講座」などの療育、子育て支援講座の実施など、特別な支援を要する子どもと家族に関わる事業の中核として機能するとともに教育、保健、福祉、医療等が連携した乳幼児期からの一体的で一貫した支援を行うためのハブとしての調整機能を有していることが特徴である。

## ②特別支援幼児教室

市内在住の発達上特別な支援が必要な幼児（3歳から就学前）に対し、適切な環境の中で、その実態を捉え支援することを目的として（松江市特別支援幼児教室運営要領）、松江市の公立幼稚園、幼保園に設置されている。令和4年度は11園で実施しており、在籍園の子どもだけではなく、他の幼稚園、保育所等に在籍している子ども、家庭養育の子どもも利用することができ、児童発達支援センターとの併用も可能である。利用にあたっては、エスコ相談や専門巡回相談等での相談、幼児教室担当者による相談・観察を経て、発達・教育相談支援センターで月に1回行われる調整会で利用を検討、開始時期について決定している。

図7-4は、幼稚園玄関に掲示している、特別支援教育幼児教室の保護者向け案内である。利用形態には、「時間通級」と「1日通級」があり、「時間通級」では、主にきこえやことばの支援が必要な子どもを対象に、週1回、1時間から2時間、保護者同伴で個別指導を行う。「1日通級」では、障害等で集団において支援が必要な子どもを対象に、週1回、9時から14時まで、幼稚園、幼保園での生活に沿って行う。「1日通級」では保護者は同伴しない。



図7-4 幼稚園に掲示している特別支援幼児教室の保護者向け案内



図7-5 特別支援幼児教室のプレイルーム

幼児教室では、指導の目的を「子どもの良さを引き出す支援」、「自分で困難を乗り越えられる方法を探し出せる支援」、「取り巻く周囲への働きかけ」、「保護者に見通しや希望を持たせ、子育ての不安を軽減する支援」としている。幼児教室を利用する子どもへの直接

的な指導に加えて、幼児教室担当教諭による、利用児の在籍園訪問や、連絡ノートを活用した情報共有を行うとともに、関係機関や市内の小学校、中学校、また、聴覚障害特別支援学校の通級指導教室との連携を図りながら指導を行っている。

#### （６）松江市の課題と展望

乳幼児期から学齢期までの切れ目ない支援を、発達・教育相談支援センターが総合的な調整を行いながら進める体制を構築していることが松江市の特色であり、特別な支援を必要とする子どものライフステージにおける縦の連携と、関係機関の横の連携システムの構築を、教育委員会が中核かつハブとなり実践していることは、他の自治体における支援体制構築の検討において参考となる事例である。

視察時に対応いただいた発達・教育相談支援センター所長からは、これまでの取組を踏まえた、今後の課題として「引き継ぎや関係機関による配慮と質の保障された情報共有」、「相談の件数、内容の多様化・複雑化への対応」、「家庭への継続的な支援」、「思春期等将来を見据えた自己理解の支援」、「周りの子どもや保護者への説明」、「不登校傾向や二次的な問題への対応」「小中学校の支援環境整備」が挙げられた。

これらの課題の多くは、2011年（平成23年）の発達・教育相談支援センターの開設以来、松江市が、特別な支援を要する子どもと保護者への多層的で一貫した支援システムを構築してきたからこそ、生じてきた支援の質向上に関する課題であるとともに、就学支援、教育相談に携わる全ての自治体が潜在的に有している課題を示していると思われる。

（吉川和幸・杉山奈実子）

## 8. 多様性を大切にした地域のつながりをいかした就学支援

### －三重県四日市市－

#### (1) 地域の概要

四日市市は、人口 310,081 人（令和 4 年）、出生数 2,202 人（令和 4 年）の市である。

三重県の北部に位置し、総面積 206.50 km<sup>2</sup>、西は鈴鹿山系、東は伊勢湾に面した温暖な地域である。平成 17 年 2 月 7 日には楠町と合併し、人口 30 万人の新生・四日市市としてのスタートを切った。また、平成 29 年に市政施行 120 周年を迎え、より一層「住み続けたいくなるまち」になるために、市民とともに魅力あるまちづくりに取り組んでいる。15 歳未満人口は、令和 4 年 7 月現在 37,663 人である。

外国人登録人口は、令和 3 年度 10,417 人（65 カ国）となっている。特にブラジル国籍（2,368 人）で最も多く、全体の約 23%を占めている。その他の国では、韓国（1,530 人）、中国（1,458 人）、フィリピン（832 人）、ネパール（756 人）等の外国人が居住しており、四日市市内の総人口に占める外国市民の比率は、約 3.4%である。また、文部科学省指定研究校として、「就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業（J S L カリキュラム実践推進）」を四日市市立西笹川中学校（令和 3 年度）で取り組んできた。市内に設置されている認定こども園、小学校、中学校の概況は以下の通りである（令和 4 年度）。

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| ・保育所：49 園（公立 19 園、私立 30 園） | 認可外保育施設：19 園 |
| ・認定こども園：6 園（公立 5 園、私立 1 園） |              |
| ・幼稚園：30 園（公立 16 園、私立 14 園） |              |
| ・小学校：37 校（15,022 人）        |              |
| ・中学校：22 校（7,591 人）         |              |

#### (2) 出生時から就学期までの支援の流れ

##### ①就学までの支援システム

1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査は、四日市市こども保健福祉課 母子保健係が実施している。また、保育所等に在籍している子どもや保護者の支援については、主に四日市市こども未来部こども発達支援課が行っており、母子健康カレンダー、子育てガイドブック（図 8-1）を作成し、保護者に周知を図っている。

四日市市こども発達支援課では、子どもの発達の特性を早期に正しく理解し、就学前から保育所、幼稚園、認定こども園や学校において、関係機関と連携しながら、適切な支援を行っていくことで自立・社会参加の可能性をより広げるために早期からの途切れのない支援に取り組んでいる（図 8-2）。

四日市市児童発達支援センターあけぼの学園では、0 歳から 18 歳未満の発達に支援が

相談支援事業所では、児童通所支援サービス（「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」）を実施している。本事業は、四日市市子ども発達支援課が申請の窓口となっている。



図 8-1 子育てガイドブック



図 8-2 四日市市における途切れのない支援

## ②就学までの支援をつなぐ「相談支援ファイル」

相談支援ファイル」は、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を受け、子どもの発達特性等の理解を促すために、四日市市特別支援教育推進協議会が作成したファイルで

ある。

「相談支援ファイル」は、あけぼの学園、保育園、幼稚園、認定こども園、こども発達支援課、教育支援課（就学相談時）等で配布している。また、四日市市教育センターのホームページよりダウンロードできる。

本ファイルは、基本的に保護者が保管する。支援に活用する場合には、園・学校等で活用し、長期休業中等に保護者が必要な場合は、保護者が、園・学校等から持ち出すことができる。各園、学校では、活用状況について「相談支援ファイル台帳」に記載する。「相談ファイル」を活用して、関係機関の資料、支援計画等を綴じて成長過程を振り返ったり、進学先の学校への引継ぎ資料等として活用したりしている。

相談支援ファイルを作成している児童生徒の割合は、7.7%で、今後、令和8年度に向けて8.3%に増やすことを目標としている。

子どもの成長・発達を支援する  
**相談支援**  
ファイル

四日市市特別支援教育推進協議会

**乳幼児期 レポートファイル (0歳～6歳)**  
※全部書く必要はありません。必要な情報のみ書いてください。

記入日：平成 年 月 日  
記入者： (本人との続柄： ) 歳

|                          |       |                                                                                                                                                                               |
|--------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コミュニケーション                | 意思の伝達 | <input type="checkbox"/> 言葉で伝えられる(単語・二語文・<br><input type="checkbox"/> 独自の方法で伝えられる<br>(身振り・絵カード・写真・<br>配慮が必要なこと                                                                |
|                          | 理解    | <input type="checkbox"/> 言葉での説明が理解できる<br><input type="checkbox"/> 独自の方法で理解できる<br>(身振り・絵カード・写真・<br>配慮が必要なこと                                                                    |
|                          | 好きな遊び | どこで、どんな遊びをするのが好きですか?<br>配慮が必要なこと                                                                                                                                              |
|                          | 苦手な遊び | <input type="checkbox"/> ひとり遊びが苦手 <input type="checkbox"/> 集団遊びが苦手 <input type="checkbox"/> 水が苦手<br><input type="checkbox"/> 音が苦手 <input type="checkbox"/> その他( )<br>配慮が必要なこと |
| 得意なこと<br>熟中すること<br>好きなこと |       |                                                                                                                                                                               |

図 8 - 3 相談支援ファイル

### (3) 就学先決定の手続き

#### ①教育支援委員会

教育支援委員会には、以下のような 25 名の委員が出席して情報を共有している。

- ・学識経験者
- ・小児科医
- ・福祉施設職員

- ・特別支援学級設置校長代表
- ・言語通級指導教室担当
- ・情緒等通級指導教室担当
- ・地域特別支援教育コーディネーター
- ・公立保育園代表
- ・公立幼稚園代表
- ・作業療法士
- ・こども未来部
- ・教育委員会事務局

## ②就学先決定手続きの日程

- ・就学に関する教育相談の開始 3月
- ・就学先決定に関する委員会の開始 8月
- ・就学時健康診断の開始 10月
- ・就学先に関する本人や保護者への通知 9月

転学・転籍を教育支援委員会で審議するまで、各学校で、保護者と転学・転籍について話し合いを行い、希望理由について明確にする。その後、対象の子どもの現状を把握するために、必要に応じて地域特別支援教育コーディネーターによる観察及び発達検査を実施し、校内委員会で協議する。地域特別支援教育コーディネーターの要請については、支援の検討段階で、早めに要請することを推奨している。各学校は、転学・転籍希望報告書を教育支援委員会開催1ヶ月前に提出し、教育支援課指導主事が子どもを観察し、助言を行った上で、教育支援委員会で審議し、転籍となる。転学の場合は、事前に子ども・保護者が当該特別支援学校の教育相談を受ける必要がある。

## ③就学先を検討するための審議資料作成時に行っていること

就学先を検討するための審議資料作成時に行っているのは、以下の通りである。

- ・行動観察の実施
- ・心理・発達検査の実施（グッドイナフ人物画知能検査、絵画語彙発達検査等）
- ・日常生活及び学校生活や学習の様子等の聞き取り
- ・日本での生活期間の確認

本人、保護者との合意形成を図るために、半日、子どもを観察したり、保護者の相談を行ったりする。2回目の相談で、審議結果を伝え、学びの場の決定に向けた合意形成を図る。審議結果と異なる就学先を希望される場合は、これまでの相談の経緯を踏まえて、合意形成を図るようにしている。今後の課題として、相談件数の増加に対する対応、簡易検査の実施、就学や転籍後の指導・支援について等が挙げられていた。

#### （４）四日市市の特色ある取り組み

##### ① U-8 自信を高める「４つの教室」(図８－４)

プロジェクトU-8事業として、四日市市こども発達支援課、こども福祉健康課、保育幼稚園課及び四日市市教育委員会教育支援課で自信を高める「４つの教室」を設置、運営している。４つの教室とは、「幼児ことばの教室」(４、５歳児対象)、「まなびの教室」(小学校１、２年生対象)、「ともだちづくり教室」(４歳児から小学校２年生対象)、「子どもの見方・ほめ方教室」(ともだちづくり教室に参加する保護者対象)である。

ことばや対人関係、社会性、学習に関する課題がある子どもに対して、保育園、幼稚園、認定こども園や学校と連携を取りながら、自己肯定感を持って小学校へ就学できることや、小学校生活を楽しく過ごすことができるよう支援している。こども発達支援課職員、教育支援課職員、幼稚園教諭、臨床心理士、保育幼稚園課職員、こども保健福祉課保健師、保育園保育士、学生ボランティア等がスタッフとして支援をしている。

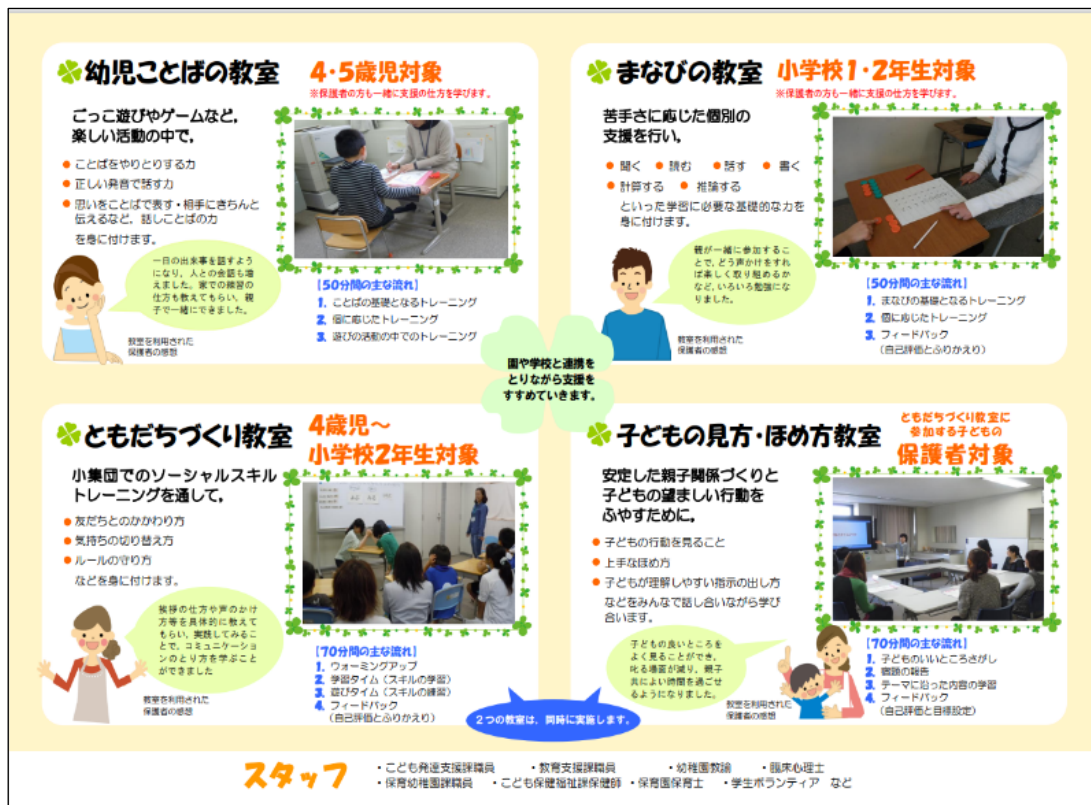


図８－４ U-8 自信を高める「４つの教室」

##### ②中学校区別の保・幼・小・中が集まる場の設定及び地域特別支援教育コーディネーターの配置

連続性のある学びの場となるように、「学びの一体化」を目指して中学校区別に年数回集まる機会を設定し、部会別に分かれて情報交換を行っている。

また、特別支援教育や発達障害に関する専門的知識を有する小・中学校の教員を、四日市市教育委員会が地域特別支援教育コーディネーターとして委嘱している。地域特別支援

教育コーディネーターは、幼稚園・小学校・中学校の要請により、各校・園を訪問し、子どもたちの様子から支援内容等の相談、連絡調整等を行っている。

また、「教育支援課スーパーバイザー」として、特別支援教育や発達障害に関する専門的知識・経験を有する者を、四日市市教育委員会が委嘱し、四日市市内全中学校に対して、年間各2回の継続的な巡回教育相談を行っている。

#### （５）四日市市における外国につながる子どもへの現状と課題

##### ①令和2年度教育支援委員会の対象となった外国につながる子どもの概要

令和2年度教育支援委員会の対象となった外国につながる子どもは、就学前が14人であった。令和3年度の就学先は、小学校の通常の学級7人、特別支援学級に4人、特別支援学校に3人在籍した。令和2年度教育支援委員会の対象となった外国につながる子どもの障害種別は、知的障害、肢体不自由、自閉症であった。

また、通常の学級から特別支援学級に3人、特別支援学級から通常の学級に2名が学びの場の変更を行っている。

##### ②外国につながる子どもの保護者への就学等に向けた周知について

外国人児童生徒と保護者のための進学ガイダンス「学校へ行こう！」を開催し、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語の通訳者を配置して、情報提供を行っている。

また、外国人児童生徒と保護者のための「ようこそ四日市市の学校へ」と題する冊子を作成し、日本の学校の理解を促している。

##### ③外国人児童生徒のための初期適応教室「いずみ」

日本語の習得が不十分な外国人児童生徒に対して、日本語の初期指導・学校への適応指導等を集中的に行うために四日市市立中部中学校内に初期適応教室「いずみ」（図8-5）が設置されている。入級の判定は、「いずみ」で行い、在籍校からの通級による指導となる。また、入級期間は、2か月から3か月とし、4か月を限度に在籍校に戻る。日本語の初期指導では、日本語による日常会話、ひらがな、カタカナ、小学校低学年程度の漢字の読み書き、日本の学校生活への適応指導等を行っている。また、四日市市教育委員会指導課は、「外国人児童生徒受入れ・指導の手引き」を作成し、教職員への理解啓発を行っている。

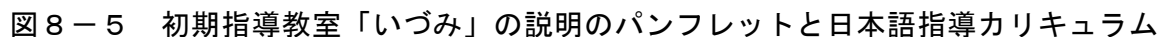
##### ④令和4年度特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業

県教育委員会では、特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は、母語の獲得状況を踏まえつつ日本語に係る学習を支援するとともに、当該児童生徒の保護者についても家庭支援を実施している。

特別支援学校では、個別の教育支援計画の作成時や懇談会での保護者の意思確認、学校の様子等を保護者に伝えるなどの場面で通訳が必要になることから、保護者支援として翻

具体的には、特別支援学校に在籍する外国人児童生徒の母語のうちで最も多くを占めるポルトガル語について、外国人児童生徒支援員（拠点校：三重県立特別支援学校西日野にじ学園）を派遣（14 日／1 ヶ月）している。また、ポルトガル語以外の言語については、国際交流財団の協力を得て、保護者向けの通訳及び翻訳等を行っている。

- ・ 保護者向け文書等の翻訳支援
- ・ 懇談会、進路説明会等での通訳支援
- ・ 職場実習、家庭訪問等への同行通訳支援



- 157 -

## 9. 特別な支援に対する理解啓発と就学相談・支援のシステム構築

### —幼児通級教室・発達支援教室等の取組より—

#### 静岡県浜松市

##### (1) 地域の概要

浜松市は、人口 793,352 名（令和 4 年 11 月）、出生数 5,355 名（令和 3 年度）の政令指定都市である。

静岡県西部、遠州地方に位置し、国際会議観光都市に指定されている静岡県最大の都市である。都市的機能や先端技術産業などが集積する中心部、都市近郊的農業が盛んな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、そして広大な森林を擁する中山間地域と、全国に類のない多様性を有する、国土縮図型の都市である。高度な産業技術を背景に、繊維、楽器、輸送機などの世界的な企業が誕生した「ものづくりのまち」であり、ものづくり、音楽、多文化共生などの根底にある『やらまいか精神』（遠州弁「やろうじゃないか」という意味）や『柔軟で寛容な市民性』がまちづくりに活かされ、新しい価値を生み出す「創造都市」を目指している。

- ・ 保育所：63 園（公立 20 園、私立 43 園）
- ・ 認定こども園：69 園（公立 0 園、私立 69 園）
- ・ 幼稚園：103 園（公立 60 園、私立 43 園）
- ・ 小学校：97 校
- ・ 中学校：49 校

##### (2) 出生時から就学期までの支援の流れ

###### ①就学までの支援のシステム

母子健康手帳と同時に『はますくファイル』（図 9-1）が全員に交付され、子どもの成長・発達の様子が記載できるようになっている。学齢期前の子育てに関する相談・アドバイスの窓口として、浜松市子育て情報サイト「ぴっぴ」が担っている。

3 歳児健康診査において発達の気になる子どもについては、各区健康づくり課の保健師が情報を把握しており、教育総合支援センターに情報が挙がり、就学相談につながっている。



図 9 - 1 出生から学齢期までの支援の流れ

『はますくファイル』

「こんなときに、お子さんの様子を記録していきましょう」より（一部追記）

## ②就学までの支援をつなぐツール

### ○浜松市子育てサポート『はますくファイル』（図 9 - 2）

浜松市こども家庭部子育て支援課が平成 23 年 8 月にスタートさせ、母子健康手帳と同時に交付する。妊娠中から子どもの就学前までの生育記録ファイルであると同時に、保護者と保健・医療・福祉・教育などの関係機関が情報を共有し、子どもの成長を支えていく「サポートノート」としての役割がある。保護者が家庭で保管しており、内容は各月齢・年齢での子どもの発達についての情報、子どもの成長記録の記載欄等である。各ページに

子育て相談・アドバイス先である、浜松市子育て情報サイト「ぴっぴ」が示されており、就学前の相談機関として機能している。



図 9 - 2 浜松市子育てサポート「はますくファイル」

## ○サポートかけはしシート

適切な支援が切れ目なく小学校へ引き継がれるためのシートで、就学前の事業所（併行通園等の施設）の職員が、保護者の同意を得て作成している。元の書式は障害保健福祉課が作成している。内容は支援のための基本情報、支援機関、情緒・生活等の状況、保護者の思い等が記載されており、小学校において新1年生の学級編成や個別の教育支援計画・指導計画の作成に活用されている。また、事業所との連携について、学校毎に必要な応じて3月に幼保小連絡協議会開催し、この場に事業所の職員が参加することもある。

### （3）就学先決定の手続き

#### ①教育支援員会等の構成メンバー

就学支援委員会等の構成メンバーは、特別支援学校の教員、特別支援学級の教員、医師、大学教員、公認心理士・臨床心理士等の心理職、保健師である。

#### ②就学先決定手続きの日程

令和3年度における就学先決定の手続きの日程は、以下の通りである。

- ・就学に関する教育相談の開始 7月

- ・就学先決定に関する委員会の開始 8月
- ・就学時健康診断の開始 10月
- ・就学先に関する本人や保護者への通知 11月

### ③就学先を検討するための審議資料作成時に行っていること

就学先を検討するための審議資料作成時に行っていることは、以下の通りである。

- ・行動観察の実施
- ・心理・発達検査の実施（TK 式簡易就学児用発達検査）
- ・医療、福祉関係者からの意見聴取
- ・在籍園からの意見聴取
- ・保護者からの意見聴取

### （４）保護者への情報提供と合意形成

浜松市の就学に関する年間スケジュール（図 9－3）について、特徴のある取組を以下に述べる。

#### ①「特別な教育的ニーズのある子供」のアンケート

教育委員会は来年度年長児になる子どもを対象に、園、施設、特別支援学校等に対し「特別な教育的ニーズのある子供」のアンケート調査を 2～3 月に実施している。令和 3 年度に就学相談を受けた幼児は 779 名で、年々増加している。

その後、浜松市就学支援委員会の就学相談員等が対象となった園児を訪問し、子どもの園での様子を観察したり、園から教育的ニーズを聞いたりする。相談員は教育委員会の会計年度臨時任用職員であり、4 月から 9 月まで週 19 時間の勤務である。今年度は 8 名で、特別支援学級担任経験者や退職者を中心に構成されている。

#### ②就学教育相談ガイダンス

5 月に 3 回保護者を対象とした就学に関する教育相談ガイダンスを開催し、資料を用いて、就学先の教育相談や小学校入学までの流れについて等の説明を行っている。参加者の半数は通常の学級で対応できると見られるが、情報収集のため参加しているように見受けられることもある。

#### ③夏期就学教育相談会

4 月に保護者に対して、8 月に行われる「夏期就学教育相談申込書」を渡す。その後、個に応じた支援が必要かつ有効と考えられる子どもについて、園を通じて再度申込書を渡している。この相談会では、保護者の意向や現在の状況等を聞き取ったり、子どもの行動観察や検査等を行ったりする。教育相談の結果に基づき、浜松市就学支援委員会において一人一人の教育的ニーズについて検討している。

|         | 保護者                                                                                                                                                                                 | 教育委員会                                                                                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月      | <p>&lt;夏季就学教育相談申込&gt;<br/>各園等を通じて、夏季就学教育相談の案内と申込書を全員にお配りします。就学について相談したい場合、各園等を通じてお申し込みいただくか、直接、教育委員会にご提出ください。※浜松市のホームページからも案内と申込書を取り出せます。</p>                                       | <p>&lt;専門調査&gt;<br/>浜松市就学支援委員会専門調査員が幼稚園・保育園等を訪問し、お子さんの様子を見ます。</p>                                                       |
| 5月      | <p>&lt;就学ガイダンス申込&gt;<br/>就学についての1年間の流れや発達支援学級・特別支援学校の説明を行います。</p>                                                                                                                   |                                                                                                                         |
| 6月～7月   | <p>&lt;夏季就学教育相談申込&gt;<br/>浜松市教育委員会で、何らかの支援が必要かつ有効と考えられるお子さんについては、園を通じて再度「夏季就学教育相談申込書」をお渡しします。<br/>夏季就学教育相談を申し込まれた方には、日時・会場をお伝えします。</p>                                              | <p>&lt;浜松市就学支援委員会&gt;<br/>浜松市就学支援委員会において、医療・心理・教育の専門家が、夏季就学教育相談の結果に基づき、お子さん一人一人の教育的ニーズについて検討します。</p>                    |
| 8月      | <p>&lt;夏季就学教育相談&gt;<br/>夏季就学教育相談において、保護者の意向や子供の様子を伺います。また、お子さんと面接し、簡単な検査や行動観察を行います。その際、医療、療育の「発達・知能検査結果」等を参考にして相談することもできます。</p>                                                     |                                                                                                                         |
| 9月～10月  | <p>&lt;就学先の提案受理&gt;<br/>最も教育的効果が高いと考えられる就学先を書面にてお伝えします。<br/>&lt;学校・学級見学&gt;<br/>提案について検討するために、就学先として考えられる学校や学級を見学することができます。特別支援学校・発達支援学級の見学を希望される方は、教育総合支援センターまでご連絡ください。</p>        | <p>&lt;継続相談&gt;<br/>お子さんに必要な支援がどのようなものなのか、学校生活を楽しく充実したものにするためには、どのような環境がふさわしいか等を考慮しながら、納得いくまで相談を受けます。</p>               |
| 10月～11月 | <p>&lt;意向調査提出&gt;<br/>11月上旬に「就学先の意向調査書」を提出していただきます。<br/>&lt;就学時健康診断&gt;<br/>就学時健康診断を受ける場所については、現在居住している学区の小学校もしくは就学先を希望している小学校になります。<br/>※特別支援学校へ入学を希望されている方は、健康診断を免除することができます。</p> |                                                                                                                         |
|         | <p>&lt;就学先の決定&gt;<br/>11月末を目途に就学先を決定します。</p>                                                                                                                                        |                                                                                                                         |
| 12月～1月  | <p>発達支援学級への入級を希望する場合、「発達支援学級入級願」を記入し、提出していただきます。<br/>※自閉症・情緒障害発達支援学級への入級の場合、「診断書」を持っている方は、写しの提出をお願いします。<br/>&lt;入学説明会参加&gt;</p>                                                     | <p>&lt;発達支援学級入級願送付&gt;<br/>発達支援学級への入級を希望される方に、「発達支援学級入級願」を送付します。※特別支援学校の手続きに関しては市教委から県教委に提出しますので、入級願の提出は不要です。</p>       |
| 1月～3月   | <p>&lt;就学先との情報共有&gt;<br/>就学先の学校と入学後の支援内容等の相談ができます。<br/>(参考1)<br/>就学先の学校で入学説明会が行われます。</p>                                                                                            | <p>&lt;発達支援学級入級承認書送付&gt;<br/>発達支援学級への入級が決まった方には、「発達支援学級入級承認書」を送付します。<br/>&lt;入学通知書&gt;<br/>就学先の「入学通知書」を保護者あてに送付します。</p> |
| 4月      | 入学                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                         |

参考1 学校と相談する際、保護者が必要と思われる場合は、お子さんのかかわっている医療・療育・教育等の担当者も同席できます。

図9-3 浜松の就学相談 Q&A「みんなすこやか」リーフレットより

## （５）浜松市の特色ある取組

### ①幼児ことばの教室（図９－４）

浜松市における通級指導教室（言語障害）は昭和 44 年に高砂小学校に開設された。その後、昭和 51 年に中学生を対象に、昭和 52 年に幼児を対象に開設された。現在市内小学校 96 校中 10 校に開設されており、1 回 45 分間の学習で、子ども達は週 1 回程度通っている。医療機関等からの紹介で幼児ことばの教室への相談件数が増加しており、2 か月に 1 度、入退級審査を行い、判断を行っている。

指導者は任用職員で週 19 時間の勤務である。また、教員免許等を必須としており、言語聴覚士等有資格者を優先して採用するようにしている。

小学校に就学後は、希望者は保護者の申請後、入退級審査を経て通級指導教室（言語障害）が再開される。通級指導教室（LD 等）は校内就学支援委員会で対象者を選定し、10 校 19 教室の指導者で集まり入退級審査を経て決定される。



**幼児ことばの教室**

浜松市教育委員会 指導課  
教育総合支援センター

ことばの教室とは？  
幼児ことばの教室は、ことばの遅れや発音の誤りがあったり、滑らかに話せなかったりする幼児のために設けられた教室です。  
お子さんの気持ちをほぐしたり、遊びを通して分かること・できることを増やしたり、聞き取りや発音・発声の練習をしたりしながら、きめ細かな指導を行います。ことばの発達への心配事についても相談に応じます。

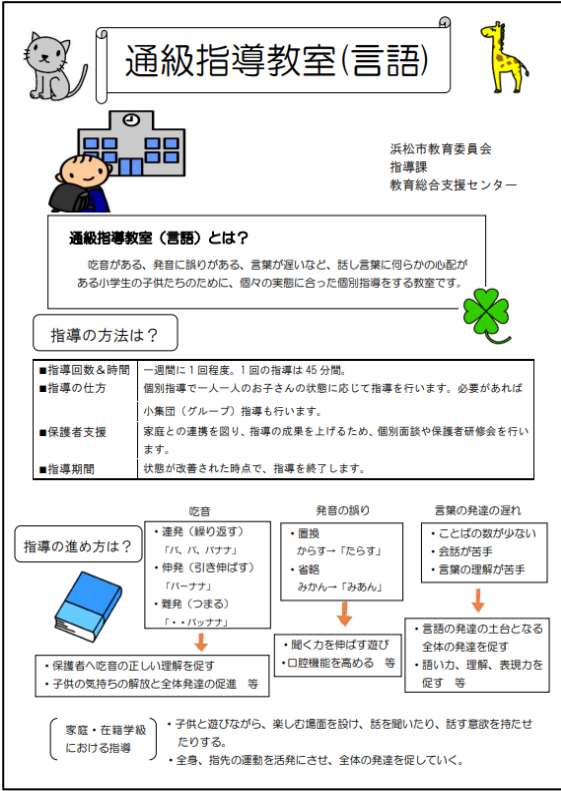
こんなお子さんのために・・・

- ★ことばが遅い（ことばの発達）  
ことばの数が少ない  
ことばがつかない
- ★正しく発音ができない（発音）  
例 さかな（魚）→「たかな」  
らくだ→「らくら」  
かさ（傘）→「かちゃ」
- ★なめらかに話せない（きつ音）  
「ば、ば、ば、きょうね」（最初の「ことば」を繰り返す）  
「おっかあさん、あのね」（最初の「ことば」を伸ばす）  
「・・・ジュース飲みたい」（最初の「ことば」がなかなか出てこない）

\*指導について

- ◆指導の仕方：一人一人のお子さんの状態に応じて、個別指導を行います。小集団グループ指導を行うこともあります。
- ◆指導時間：火曜日～金曜日 8：30～16：00（各学年によって、開始時間や終了時間は多少異なります。）
- ◆指導回数：1 回 45 分間、一週間に 1 回程度。
- ◆指導期間：状態が改善された時点で、指導を終了します。
- ◆相談年齢：年少・年中・年長
- ◆保護者支援：家庭との連携を図り、個別面談や保護者研修会を行います。

※着席して話が聞ける子、簡単な指示がわかり、従うことができる子が指導対象となります。



**通級指導教室（言語）**

浜松市教育委員会 指導課  
教育総合支援センター

通級指導教室（言語）とは？  
吃音がある、発音に誤りがある、言葉が遅いなど、話し言葉に何らかの心配がある小学生の子供たちのために、個々の実態に合った個別指導をする教室です。

指導の方法は？

- 指導回数時間：一週間に 1 回程度。1 回の指導は 45 分間。
- 指導の仕方：個別指導で一人一人のお子さんの状態に応じて指導を行います。必要があれば小集団（グループ）指導も行います。
- 保護者支援：家庭との連携を図り、指導の成果を上げるため、個別面談や保護者研修会を行います。
- 指導期間：状態が改善された時点で、指導を終了します。

指導の進め方は？

吃音

- ・連発（繰り返す）  
「ハ、ハ、ハナナ」
- ・伸発（引き伸ばす）  
「ハナナ」
- ・難発（つまる）  
「・・・ハナナ」

↓

- ・保護者へ吃音の正しい理解を促す
- ・子供の気持ちの解放と全体発達の促進 等

発音の誤り

- ・置換  
からず→「たらず」
- ・伸発  
みかん→「みあん」

↓

- ・聞く力を伸ばす遊び
- ・口腔機能を高める 等

言葉の発達の遅れ

- ・ことばの数が少ない
- ・会話が苦手
- ・言葉の理解が苦手

↓

- ・言語の発達の土台となる全体の発達を促す
- ・聴い力、理解、表現力を促す 等

（家庭・在籍学校における指導）

- ・子供と遊びながら、楽しむ場面を設け、話を聞いたり、話す意欲を持たせたりする。
- ・全身、指先の運動を活発にさせ、全体の発達を促していく。

図 9－4 「幼児ことばの教室」及び「通級指導教室（言語）」パンフレット

### ②浜松市立幼稚園「発達支援の部屋」

子どもの発達や成長を支える「発達支援の部屋」が、浜松市立幼稚園 6 園に設置されている。通常は自分の学級で過ごす「発達支援の部屋」を活用する場合は、専任の担当者が子どもの発達に応じた計画を立て、身体的発達・言語発達・社会性発達など個々の成長を促す支援を行っている。

担当者は幼稚園教諭免許状、小学校教員免許状又は保育士資格等を有する職員 3 人以内

が各園に配置されている。対象は設置園の在園児で、保護者が家庭で対応に悩んでいたりと、「発達支援の部屋」の利用に興味を持ち利用の申し出をしたりするなどの様々なきっかけで「発達支援の部屋」を活用している。個別の教育支援計画・指導計画は小学校で活用している書式を幼稚園用に改訂して使用しており、小学校へ引き継がれる。

### ③発達支援教室

浜松市独自の施策であり、算数・国語を中心とした教科の補充を個別で行った方が効果的である児童生徒を取り出し指導を実施している。令和4年度現在、小学校66校、中学校35校で実施されている。対象者は、校内委員会で相談の上、面談等で保護者の同意を得られた児童生徒である。指導者（発達支援教室支援員）は午前中のみ来校し、別室で個別に指導する場合もあれば、通常の学級における授業に入り、児童生徒をサポートする等、各学校で工夫しながら配置、取組を行っている。

### ④外国につながるのある支援が必要な子どもについて

企画調整部国際課主催で、就学前の年長児に月1回プレスクールを行っている。日本の学校での習慣等を知り、慣れることを目的としており、中国語、フィリピン語、英語、ポルトガル語等の通訳者がいる。その他、就学促進事業として就学支援教室を市内3カ所で行っていたり、公益財団法人浜松国際交流協会（HICE）で相談受付を行ったりしている。日本の学校へ就学するためには、就学希望の旨を伝える必要があり、そこからスタートである。また、初期日本語適応のための学校を設定したり、日本語指導のための支援員を配置したりしている。

## （6）浜松市の課題と展望

### ①特別支援学級数の増加

子どもの人口は減少しているが、特別な支援を必要とする児童生徒が増加している。市内144校中、特別支援学級が毎年30学級（対象児童生徒数は約200名）ずつ増加している。特別な支援に関する理解啓発を行っており、保護者の理解が進んできた結果として、特別支援学級を選択する保護者が増加している。浜松市における特別支援学級の設置は、全小・中学校の82.6%で、政令市の中でも低いという認識があり、体制を整えていきたいと考えている。

また、次年度予算案策定が9月であるため、クラス数により教室配置等の環境整備や人員の確保等、予想しながら策定している状況である。

### ②専門調査の対象となる子どもの増加

前年度の2月から3月に教育委員会が実施する「特別な教育的ニーズのある子供」のアンケート調査において、支援が必要であると思われる子どもの数が年々増加している。対

象となった子ども全員を観察し、資料を作成しているが、特別な支援を希望しない保護者もいるため、令和5年度入学者については、就学相談を希望する保護者と施設整備が必要になる子どもに対し園訪問や専門調査を行っている。

### ③通常の学級における支援が必要な児童生徒数の増加

令和3年度、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒の割合は、小・中学校合計で2.75%であり、年々増加傾向である。その要因としては、発達障害やその可能性のある子ども達が増加しているのか、それとも指導者の指導力の問題かは明らかではない。そこで、特別支援学級のいくつかをモデル教室に指定し、公益財団法人「子どもの発達科学研究所」と連携して教室の環境設定等の動画を作成している。また、特別な支援を行うに際してのチェックリストも作成し、全員が特別支援教育を担当できるように取り組んでいる。

### ④合意形成を行う際に大切にしていること

保護者の不安を一つ一つ解消するために丁寧に対応することはもちろんのこと、学校として何ができるかが大切である、と考えている。例えば、肢体不自由の児童生徒が通常の学級に就学する場合は、指導主事も一緒に学校体験や見学へ行き、合理的配慮を含む基礎的環境を整えることで、就学後安心して通学できるようにしている。

(久道佳代子・杉山奈実子)

## 10. 幼児教育センターと市立幼稚園を中心とした幼保小連携と 切れ目ない支援の実現 北海道札幌市

### （１）地域の概要

札幌市は、人口 1,972,202 人（令和 4 年）、出生数 11,988 人（令和 3 年）の政令指定都市である。

札幌市教育委員会は、札幌の未来を担う子どもに適切な幼児教育を提供する観点から、平成 17 年（2005 年）に札幌市の幼児教育の進むべき方向を示す「札幌市幼児教育振興計画」を策定した。その際、札幌市幼児教育センターを設置するとともに、市立幼稚園を、従来の園児の受け皿としての機能に加え、幼児教育センターを補完し、「研究」、「研修」、「教育相談・支援」、「保護者等啓発支援」、「幼保小連携の推進」の 5 つの機能をもつ「研究実践園」として位置付けた（札幌市 HP より）。

- ・ 保育所：243 園（公立 18、私立 225）
- ・ 認定こども園：155 園（公立 1、私立 154）
- ・ 幼稚園：79 園（公立 9、私立 70）
- ・ 市立小学校：199 校（分校 2 校含む）
- ・ 市立中学校：99 校（分校 2 校含む）
- ・ 市立中等教育学校 1 校
- ・ 市立高等学校 7 校
- ・ 市立特別支援学校 5 校

### （２）出生時から就学期までの支援の流れ

#### ① 就学までの支援システム

出生から学童・思春期までを保健福祉局が担当する。就学までの支援の一環として、乳幼児健康診査や発達相談等を実施している。それと並行し、札幌市教育委員会では 3 歳くらいの幼児からの教育相談を実施している。

保健福祉局は、乳幼児健康診査を 4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児及び任意で 5 歳児に対して行っている。その際に保護者へのアンケート内容や問診による確認、保護者の相談希望などを踏まえ、心理職による心理相談等につなげている。その心理相談を経て、必要に応じ医療機関、児童相談所、幼児教育センターなどの関係機関につなげている（表 10－1）。

表 10-1 出生から就学までの健康診査や相談の流れ

| 時期   | 出生                                                   | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 学童・思春期 |
|------|------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 管轄機関 | 保健福祉部                                                |     |     |     |     |     |        |
| 主な内容 | 乳幼児健康診査（4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月、3 歳児、5 歳児）<br>5 歳児発達相談 |     |     |     |     |     |        |
| 管轄機関 | 教育委員会（幼児教育センター・研究実践園）                                |     |     |     |     |     |        |
| 主な内容 | 教育相談                                                 |     |     |     |     |     |        |

### ○札幌市幼児教育センターと研究実践園について

幼児教育センターは、幼児教育全般に係わる 5 つの機能「研究」、「研修」、「教育相談・支援」、「幼保小連携の推進」、「保護者等啓発支援」をもち、札幌市の幼児教育の振興を図っている。また、それらを補完する役割として、市内 10 園の市立幼稚園・市立認定こども園が研究実践園として位置づけられている（図 10-1）。

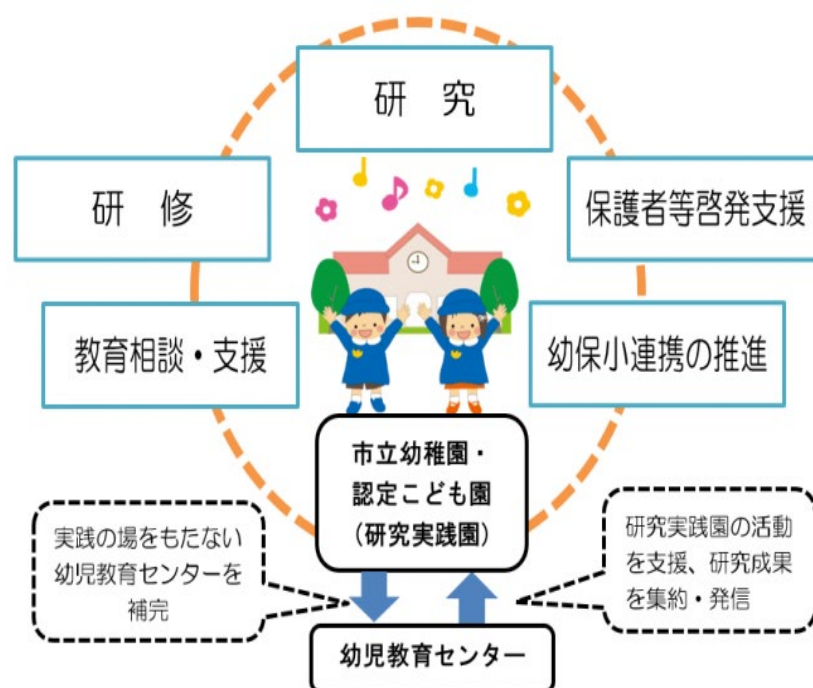


図 10-1 札幌市幼児教育センターの役割（札幌市のホームページより）

5 つの機能のうち、「教育相談・支援」については、幼児教育センターとともに、行政区 10 区にある各研究実践園において、発達や就学に関する相談等を行っている（地域教育相談）。各区の私立幼稚園等との連携や相談者の利便性を考慮した地域教育相談、就学に関する手続きを含む幼児教育センターでの教育相談など、幼児教育センターと研究実践園が連携して対応している（図 10-2）。



図 10-2 札幌市各区の研究実践園（札幌市幼児教育センターパンフレットより）

## ○幼児教育支援員について

各実践園には、幼児教育支援員が配置されており、幼児教育センターでの研修を重ね、経験豊富な幼稚園教諭が園内人事により任命されている。幼児教育支援員は、研究実践園園長とともに、以下の業務を推進していく中心的な役割を担っている。そのうち、教育相談・支援の業務に係わり、10区を担当する幼児教育支援員が参集し、情報共有や課題解決に向けた協議等を行う場を、月1回程度、幼児教育センターが設定している。幼児教育支援員は、センターの作成したマニュアルや業務資料をもとに、継続して研修等を受けながら、業務にあたる。

|          |                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 研究       | 各幼児施設において、適切な教育課程が実施されるよう研究成果を発信。                                             |
| 研修       | 幼児教育に関わる人材の資質向上を図るため、各区の市立幼稚園で研修会を実施。                                         |
| 教育相談・支援  | 子育てや子どもの発達、就学に向けた教育相談の対応。私立幼稚園等を訪問し、教育的支援を必要とする幼児への関わり方や指導への助言（一園あたり年約5回の訪問）。 |
| 幼保小連携の推進 | 幼児教育施設と小学校で、子どもに関する情報の共有化や研修などを行い、小学校との円滑な接続の促進。                              |
| 保護者等啓発支援 | 保護者に対する子育て情報の発信や、子育て関連講座の開催等を通じて、家庭や地域の教育力向上を促進。                              |

## ○幼保小連携推進協議会

幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、区ごとに、小学校と幼児教育施設の校長・園長及び関係者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を設け、幼児・児童に関する情報の共有や職員交流、研修等を行っている（札幌市 HP より）。

本協議会の一環で、幼児教育施設から小学校への幼児の引継を行う「幼保小連絡会」を実施している。対象となるのは、幼児教育施設に在籍し、通常の学級に就学する配慮を必要とする幼児である。また、引継の実施及び引継内容について保護者の了承を得ることとしている。

## ②就学までの支援をつなぐツール

### ○「サポートファイルさっぽろ」

個別の教育支援計画や支援シートの役割を担うものとして、「サポートファイルさっぽろ」（図 10-3）を作成し、保護者や教職員に活用を推奨している。市立幼稚園は全園でこれを使用しており、私立の幼児教育機関にも活用を推奨しているが、独自の書式を用いている園もある。

幼稚園の教員（担任、支援担当者等）が、入園当初あるいは支援を開始する時に、保護者の願いや支援の方向性を確認の上、作成している。適宜内容を見直しながら、子どもの実態に応じた手だてを講じている。

「サポートファイルさっぽろ」は、保護者が記録を綴じこみ保管していくものであり、就学時にそのファイルを小学校（学級担任）と共有している。小学校では、作成した個別の支援計画や個別の指導計画を保護者と共有し、保護者がファイルに綴じこんでいる。

【サポートシート 1】

現在の様子（取組や本人の状況）－保育所・幼稚園等－

記入年月日：      年    月    日    年齢：    歳（      組）

記入機関名：      記入者名：

| 家庭・保育所・幼稚園等での様子                           |  |
|-------------------------------------------|--|
| 習慣<br>基本的な生活                              |  |
| シ<br>ョ<br>ン<br>コ<br>ミ<br>ュ<br>ニ<br>ケ<br>ー |  |
| 遊<br>び<br>の<br>様<br>子                     |  |
| 運<br>動                                    |  |
| 興<br>味<br>・<br>関<br>心                     |  |
| そ<br>の<br>他                               |  |

図 10-3 サポートファイルさっぽろ（抜粋）

### （３）就学先決定の手続き

特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室での指導を希望する場合は、「札幌市学びの支援委員会」の就学相談を受けることになっている。担当窓口は教育委員会（学びの支援担当課）だが、申し込みは幼児教育センターの教育相談の中で行うことになっている。各区の幼児教育支援員は、学びの支援委員会に至るまでの教育相談において、子どもの困難さや支援のポイントを保護者と確認し、小学校や在籍園等と共有するなど、丁寧に対応している。

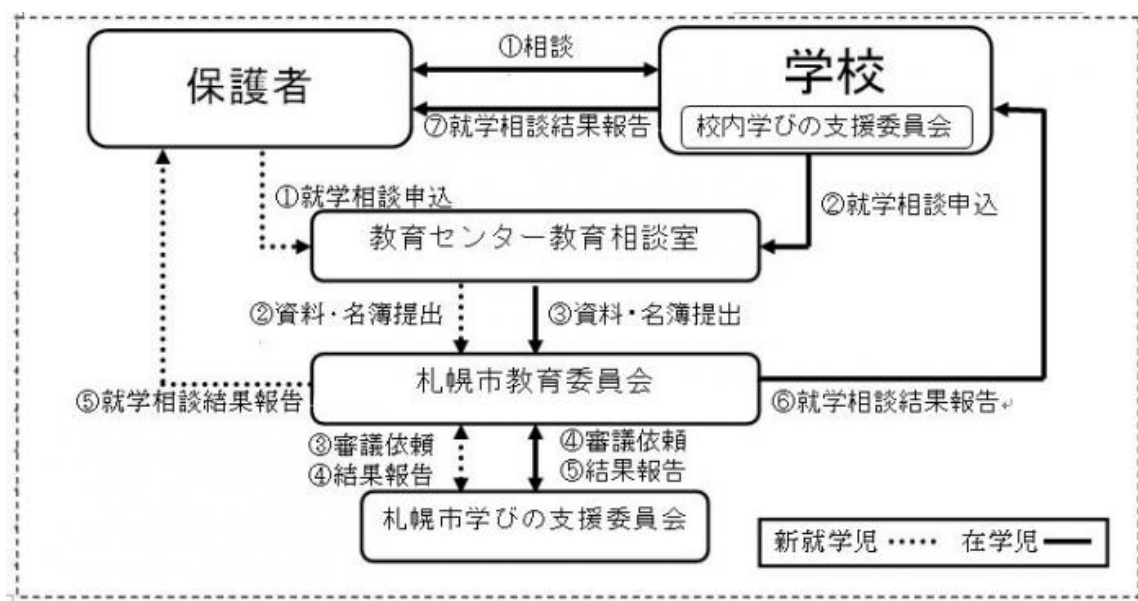


図 10-4 就学相談の流れ（札幌市のホームページより）

#### ①札幌市学びの支援委員会のメンバー

札幌市学びの支援委員会のメンバーは、特別支援学校の教員、特別支援学級の教員、通級指導教室の教員、医師、大学教員である。

#### ②就学先決定の手続きの日程

令和3年度における就学先決定の手続きの日程は、以下の通りである。

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| ・就学に関する教育相談           | 随時     |
| ・就学相談申込の開始            | 8月     |
| ・就学先決定に関する学びの支援委員会の開始 | 9月     |
| ・学びの支援委員会の結果通知        | 9月から随時 |
| ・就学時健康診断の開始           | 11月    |

#### ③就学先を検討するための審議時に行っていること

就学先を検討するために審議時に行っていることは、以下の通りである。

なお、(※)については教育相談時に必ず行う。それ以外は幼児の実態や相談歴等により実施または関係機関へ依頼する。

- ・ 行動観察の実施 (※)
- ・ 心理・発達検査の実施
- ・ 医療、福祉関係者からの意見聴取
- ・ 在籍園からの意見聴取
- ・ 保護者の就学の意向を確認 (※)

#### (4) 保護者への情報提供と合意形成

教育相談においては、子どもの実態把握を適切に行い、教育相談を通して保護者の願いを丁寧に聞き取りながら進めている。また、各区研究実践園で行う地域教育相談では、在園児の保育場面を見ることができる。幼児期の発達や実態を保護者とともに共有しながら、本人の力で行えることや苦手としていること、また支援を必要とすることなどについて、保護者と確認するにあたり、大変効果がある。教育相談で大切なことは、子どもの障害を確認するのではなく、どのような支援や環境が子どもにとって適切かを保護者にしっかり伝えながら進めることである。

特別支援学校や特別支援学級、また通級指導教室など、特別な場での指導を希望する際は、右記の流れで手続きを行う（図 10-5）。

丁寧な教育相談を心がけていても、就学相談の判断結果が保護者の意向と異なる場合がある。（例：特別支援学校を希望しているが特別支援学級の判断など）その際は、改めて就学判断の基準や子どもの実態等を踏まえた判断であることを担当課から説明している。

就学後、在籍している学級や学校での子どもの実態に応じて、学びの場を変更することがある。その際も図 10-5 のとおり進めていくが、保護者の意向と子どもの実態を共通理解しながら適切な場を検討できるように進めている。

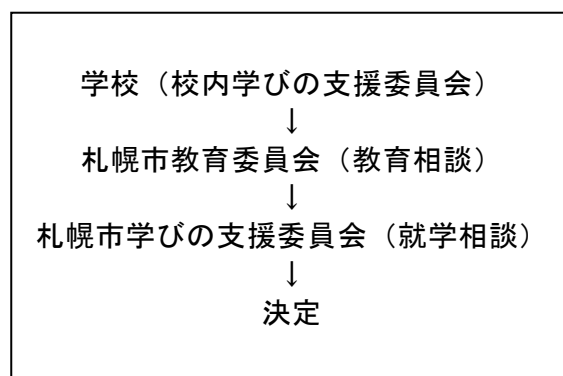


図 10-5 特別な場での指導を希望する際の流れ

#### (5) 札幌市の特色ある取組

札幌市の特色としてまず挙げられるのが、幼児教育センターと研究実践園が連携した体制の構築である。札幌市という人口規模の大きい市で、一つの幼児教育センターが、全て

の相談業務を担うことは困難である。そこで、札幌市全域の10区の市立幼稚園が研究実践園として、幼児教育センターの補完的機能をもち、担当する区の子どもの相談支援を行っているということは、大都市ならではの工夫と言えるであろう。また研究実践園にいる幼児教育支援員の果たす役割も大変大きいと言える。幼児教育支援員は、管轄する区の子どもや保護者に対してだけではなく、私立の幼児教育施設の教員からの相談を受けたり、園への訪問支援を行ったりしている。幼児教育の実践経験に基づいた子ども理解や一人一人に応じた指導について助言を得られる相談・支援体制は、大変具体的で効果的なものであることと言える。

## （6）札幌市の課題と展望

就学相談件数の増加による相談申し込みから結果の通知までの期間が長期化、保護者の意向と学びの場の判断の相違、各学校に対する就学や特別支援教育等に関わる情報及び手続きの効果的な周知などに課題があることが分かった。また、保護者が様々なところから未確認を含む情報を得る中で、不安を感じることが多い実態があることも分かった。

現在学校現場においては、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童、特別支援学級に在籍するより個別の支援を必要とする児童など多様な環境の中、教育活動が進められている。

今後も引き続き、子どもの実態に応じた学びの場を丁寧に検討し決定すると同時に、適切な教育的支援を教員及び学校が理解し、通常の学級の教員を含めた教員全てが、特別支援教育に関する専門性を高めていく必要がある。

（佐藤利正・久保山茂樹）

## Ⅳ．調査の考察

### 1．出生時から就学期までの支援の流れ

本研究では、子どもと保護者が安心して就学を迎えられるための要点を検討するため、5歳児（年長児）から小学校1年生にかけての就学期のみならず、出生時からの地域の支援システム等についても情報収集してきた。出生から乳幼児期の支援については、平成29年（2017年）改正母子保健法の施行により、市区町村に「子育て世代包括支援センター」の設置が努力義務となった（令和2年度末までに全国展開を目標）。このことを受け、市区町村では、乳幼児健康診査やその後のフォローアップにかかわる母子保健担当をはじめ、親子にかかわる関係部署や機関、関係者の連携が一層推進されている。そうした中において、質問紙調査（第2章）では、母子保健や福祉担当部局と教育委員会との連携に課題がある自治体があることが明らかになっている。

本調査で訪問した10市町では、自治体規模に関わらず、母子保健や福祉担当部局が連携して親子の支援に当たっていることが確認できた。母子保健や福祉担当部局と教育委員会との連携や教育委員会による乳幼児期の支援への関与についても、自治体によって取り組み方に差異はあるものの、何らかの形で実施されていた。

#### （1）就学までの支援のシステム

幼児期から就学までのシステムにおける教育委員会の関与としては、以下のように取組がなされていた。

上越市では、乳幼児期の支援を行う福祉担当部局に教育委員会の職員が兼務することにより福祉担当部局と教育委員会との情報共有が行われている。

大館市と真岡市では、4歳児（年中児）から教育委員会が関与する相談事業が実施されている。この相談事業における情報は、その後の支援はもとより、教育支援委員会における情報としても活用されている。

松江市と浜松市では、乳幼児健診や乳幼児期の相談支援の情報が、教育委員会の支援担当部局に送られるシステムを構築し、活用している。また、松江市では「特別支援幼児教室」を、浜松市では「幼児ことばの教室」を、大館市では「幼児通級指導教室」を、それぞれ市単独事業として教育委員会の管轄で展開している。

札幌市は教育委員会内に幼児教育センターを設置するとともに、市立幼稚園に相談支援に関する専門性を有する幼稚園教諭を配置している。幼児教育センターと市立幼稚園が一体となって、幼児期から就学期にかけての相談支援に当たるシステムを構築し、活用している。

こうした取組は、障害のある子どもや保護者への切れ目ない支援を実現するものであり、子どもや保護者に関する情報が確実に教育委員会の相談支援担当に届くという点で、子ど

もや保護者が安心して就学を迎えることにつながる重要な取組であると考える。

## （２）就学までの支援をつなぐツール

就学までの支援をつなぐツールとしては、いわゆる「相談支援ファイル」や個別の教育支援計画等がある。質問紙調査（第２章）では、乳幼児期の相談支援ファイル等を、教育委員会が承知していないなど、就学期以降に学校で活用されていないと考えられる自治体があった。しかし、訪問調査をした10市町は、すべて教育委員会がこうしたツールに関与し、子どもや保護者の相談支援への活用促進を行っていた。

芦屋町では、生涯にわたって活用可能な相談支援ファイルを教育委員会が作成し、それを母子保健担当部局が、子どもの出生前である母子健康手帳交付時に保護者に手渡している。対象はすべての子どもである。このファイルは、乳幼児健診時に個別相談をしたり、保育所・認定こども園・幼稚園における相談の際に相談内容を記録したりできるようになっている。また、全員が就学時健康診断時に持参するようになっている。ファイルの具体的な活用を明示すること、子どもや保護者への相談支援への活用が促進される。

相談支援ファイルを教育委員会が作成し、学齢期以降も活用している自治体としては、松江市が全国の先駆けである。今回の調査では、みなべ町では、和歌山県教育委員会が作成した幼児期からの個別の教育支援計画のシートを就学期以降も活用している。また、安八町、大館市では教育委員会を含む他部局が連携して相談支援ファイルを作成し、活用している。

上越市や札幌市では、福祉部局が作成した相談支援ファイルを就学以降も活用するよう、教育委員会が学校に対して説明を実施するなど、相談支援ファイルの活用促進がなされている。

こうした就学までの支援をつなぐツールは乳幼児期に母子保健や福祉担当部局だけ活用するのではなく、教育委員会が関与することで就学以後も学校での活用が促進され、生涯にわたっての記録として活用できるものになる。

## ２．保護者への情報提供と合意形成

『障害のある子供の教育支援の手引』では、「就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人及び保護者と学校、学校の設置者である教育委員会との合意形成である」としており、特に保護者への情報提供と保護者と学校や教育委員会との合意形成の重要性を指摘している。併せて、合意形成に向けた就学に関する事前の相談支援について３つの機会を例示している。それらは、「就学に関する啓発資料の配付等を通じた情報提供」「就学説明会の実施」「就学に関する事前の教育相談、学校見学、体験入学などの実施」である。本調査では、こうした保護者への情報提供や保護者と学校や教育委員会との合意形成を具体的にどのように行っているかについて尋ねた。

その結果、10市町すべてにおいて、保護者向けに就学まで実施する教育相談の内容やスケジュール、就学先や学びの場に関する情報などについて、わかりやすく説明したリーフレットを作成し配布していた。また、保護者向けの説明会（ガイダンス）や、学校見学を実施していた。みなべ町では学校見学を5歳児（年長児）よりも早い、4歳児（年中児）で実施している。また、上記「1の（1）就学までの支援のシステム」に記したように、10市町は、幼児期から教育委員会が関与している。就学前の早期から、教育委員会が本人及び保護者への相談支援を積み重ねることができ、本人及び保護者と教育委員会との信頼関係が形成されやすい。例えば、松江市において、教育委員会による就学に関する総合的な判断の結果と実際の就学先の一致率が97.5%であり、本人及び保護者と教育委員会との合意形成が十分になされていると考えられたが、これは、保護者への情報提供を乳幼児期から行い、相談支援を積み重ねて就学期を迎えた結果であると考えられる。こうした取組は、他の9市町でもなされている。幼児期から教育委員会が相談支援に関与することにより、本人及び保護者が安心して就学期を迎えられると考えられた。

### 3. 外国につながるのある子どもへの相談支援

本研究では、外国につながるのある子どもの就学に関する相談支援について質問紙調査を実施した。その結果、回答のあった748自治体のうち4割に当たる310自治体で外国につながるのある子どもが教育支援委員会の対象になっていた（第2章のQ43）。この割合は今後高くなると予想され、各自治体において、外国につながるのある子どもの就学に向けた相談支援の体制づくりが必要になると考えられる。

本調査では10市町のうち、質問紙調査の結果に基づき、安八町、真岡市、四日市市の3市町において、外国につながるのある子どもの就学に関する相談支援について聞き取りを行った。

3市町は、それぞれ自治体の規模が異なり、取組も異なるが、それぞれの市町が日本人の子ども及び保護者に行っている丁寧な相談支援に加えて、外国につながるのある子ども及び保護者に対する独自の特色ある取組がなされていた。

安八町では、外国語指導を担当する児童生徒支援員の配置や通級指導教室担当者による日本語指導がなされている。対象の子どもには個別の教育支援計画が作成され、継続した支援が実施されている。特に重要な取組が就学1年後の巡回である。ある程度日本語を習得した時期に実態把握を行うことによって、より適切な就学先や学びの場の決定を行うことができている。

真岡市では、就学に関する相談支援の場に通訳が同席したり、子どもの実態把握のために実施する諸検査を日本語と母語で教示したりしていた。こうしたことで「日本語力の課題なのか、発達上の課題なのか」を把握しやすくしている。また、教育委員会は「就学までの大きな流れ」を多言語に翻訳し、保育所・認定こども園・幼稚園の外国籍の保護者に

配付するなどして、保護者の理解を促している。教育相談の場では、日常会話における日本語の能力と学習言語に関する能力が異なることなども通訳を介して丁寧に説明されている。

四日市市では、外国につながるのある子ども及び保護者のために日本の学校について紹介するパンフレットを作成したり、就学に関するガイダンスを実施したりしている。外国につながるのある子どものための初期適応教室が設置され、通級による指導と同様の方法で指導を受けることができる。また、教員向けの手引も作成され、教職員への理解啓発も実施されている。さらに、四日市市内にある県立の特別支援学校を拠点校とした他の特別支援学校への支援など、組織的な対応が実施されている。

#### 4. 訪問調査のまとめー子どもや保護者が安心して就学を迎えられるためにー

訪問調査の結果から明らかとなった、出生時から就学期までの支援体制の構築、支援のためのツールの作成と活用、保護者への十分な情報提供と合意形成などは、子どもや保護者が安心して就学を迎えられるようになるための要点であると考えられる。本調査で結果としてまとめた10市町の取組は、自治体の規模や状況の違いがあつたとしても、今後、他の自治体での取組に参考となる示唆が多く含まれている。なかでも、松江市が実施している教育分野以外の福祉・医療等の関係機関を巻き込んだ相談体制の構築や、札幌市の幼保小連携推進協議会における小学校に就学後のフォロー体制の充実、実際の就学先決定後に柔軟に転学や学びの場の変更に対応するためには非常に大切な取組であると言える。また、札幌市への訪問調査の際、「園長と校長の共通理解を大切にしていきたい。」との言葉は非常に心に残っている。

私たち教育に携わる者が大切にすべきことは、子どもたちの困っている思いに寄り添うために、今いる場で何が出来るのか、何が必要かということを考えることである。支援を求める子どもや保護者、その周囲にいる人たちの困っている思いは様々で、状況によってそれに対応できる人や機関は変わってくる。つまり、個人や学校、関係機関等がそれぞれに行っている子どもの成長に関わる支援をつなげることが大切なのである。子どもを思う一つ一つの思いが、お互いの顔を思い浮かべながら、それぞれの特色を活かして子どもに寄り添えば、子どもと保護者もより安心して日々を過ごすことができるようになる。障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援を行う特別支援教育を充実させていくためには、早期からの相談支援と就学期への適切な引き継ぎ、他機関の連携、就学後の継続的な教育支援など切れ目ない支援が必須である。本調査の10市町の取組が、全国の自治体の参考となり、早期からの支援体制や就学先決定手続きが充実することで、全国どこに居ても、子どもや保護者が安心して就学を迎えられるようになることを期待している。

(久保山茂樹・久道佳代子・滑川典宏・廣島慎一)